

**豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画  
(改定版)**

**平成 29 年(2017 年) 3 月**

**豊 中 市**

# 目次

序. はじめに	1
序-1 計画策定の背景	1
序-2 計画の目的と概要	3
序-3 計画の位置付け	4
1. 現状と課題	5
1-1 住宅の耐震化	5
1-2 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化	11
1-3 市有建築物の耐震化	15
2. 基本的な方針	17
2-1 耐震化を促進するための課題	18
2-2 施策推進の基本的な考え方	23
3. 目標	24
3-1 目標耐震化率「豊中みんなでめざそう値」	24
3-2 住宅の耐震化の目標設定	25
3-3 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化の目標設定	26
3-4 市有建築物の耐震化の目標設定	27
4. 目標達成のための具体的な取組み	28
4-1 確実な普及啓発	28
4-2 耐震化に向けた効果的な支援	32
4-3 地域特性に着目した施策の展開	37
4-4 市有建築物の耐震化への取組み	40
5. 耐震化の促進への社会環境	41
5-1 耐震診断が義務化された対象建築物	41
5-2 緊急交通路・広域避難地周辺における取組み	41
6. その他関連施策の促進	43
6-1 居住空間の安全性の確保	43
6-2 非構造部材の安全対策	43
6-3 長周期地震動の対応	44
7. 推進体制の整備	45
7-1 庁内等の連携	45
7-2 大阪府との連携	45
7-3 大阪建築物震災対策推進協議会との連携	45
7-4 関係団体との連携	46
7-5 自主防災組織、自治会等との連携	46

参考資料	47
参考資料-1：阪神・淡路大震災における市域の主な被災状況	47
参考資料-2：多数の者が利用する建築物(特定既存耐震不適格建築物)の一覧表	48
参考資料-3：地震による被害想定	49
参考資料-4：住宅の耐震診断・改修に関するアンケート調査結果	53
参考資料-5：耐震化を促進する支援策等の概要	63
参考資料-6：豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画改定検討委員会 構成部課名簿	65
参考資料-7：用語の解説	66

# 序. はじめに

## 序-1 計画策定の背景

平成7年(1995年)1月に発生した阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が全半壊し、6,434人の貴重な命が失われた。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人に上り、その約9割にあたる4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものであった(参考資料-1:阪神・淡路大震災における市域の主な被災状況 参照)。地震による人的被害の減少のためには、住宅・建築物を倒壊しないようにする「耐震化」が必要不可欠である。

阪神・淡路大震災を教訓として、平成7年(1995年)3月に「特定行政庁は、計画的に耐震改修を進めるため、都道府県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修促進実施計画を作成するものとする。」旨の通達(建設省住防発第11号)が出され、同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という)が施行された。本市においては、この通達を受けて「豊中市既存建築物耐震改修促進実施計画」を定めて、既存建築物の耐震改修を促進する施策を明らかにし、広く市民に知らせるとともに、関係機関との連携のもとに施策の実施に努めてきた。

さらに、新潟県中越地震や能登半島地震、新潟県中越沖地震の大規模地震、観測史上最大のマグニチュード9.0が発生した平成23年(2011年)の東日本大震災、最大震度7が連続発生した平成28年(2016年)4月の熊本地震の発生に加え、太平洋沖合の南海トラフ沿いで発生する南海トラフ地震等の大地震の発生の切迫性が指摘され、地震に対する備えが急務となっている。

中央防災会議では平成17年(2005年)3月に「地震防災戦略」を策定し、東海・東南海・南海地震による人的被害及び経済被害額の想定値を、平成27年(2015年)までに半減させるという減災目標を定めた。さらに、国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」では、住宅及び特定建築物の耐震化率を、現状の75%から90%に引き上げるべきとの提言がなされた。

平成18年(2006年)1月には耐震改修促進法が改正され、都道府県には国の基本方針に基づく耐震改修促進計画の策定を義務付け、市町村には耐震改修促進計画を策定する努力義務が課せられた。また、平成25年(2013年)5月には、南海トラフ巨大地震など大きな被害を及ぼす地震の発生が危惧されることを踏まえ、不特定多数が利用する建物や避難に配慮を必要とする人が利用する大規模な建物について耐震診断とその報告の義務付けを規定した「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正耐震改修促進法」という)が公布された。

大阪府ではこれを受け、耐震化を促進するための基本方針として、平成18年度(2006年度)～平成27年度(2015年度)の10年間を計画期間とする「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」を策定した。計画が最終年度をむかえるにあたり、これまでの状況を踏まえ、新たな目標を設定し、耐震化の促進のため平成28年(2016年)1月に「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」として改定した。

『住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪』の基本的な方針(抜粋)

- 2 段階の目標を掲げ耐震化を促進
- 総合的な耐震化の促進
- 効果的な耐震化の促進
- 住宅・建築物の所有者、行政、関係団体や企業等の役割分担
- 計画期間:平成 28 年度～平成 37 年度、おおむね 5 年を基本に計画の見直しを検討

目 標

『耐震化率（府民みんなでめざそう値）』

- ①住宅の耐震化率:平成 37 年までに 95%
- ②多数の者が利用する建築物の耐震化率:平成 32 年までに 95%

『民間住宅・建築物の具体的目標』

○木造住宅

- ・耐震性が不足する木造戸建住宅約 39 万戸、全てに確実な普及啓発(意識向上)
- ・耐震化への意識の高い所有者の木造戸建住宅約 5 万戸を中心に重点的な耐震化を促進
- ・耐震性の低い住宅が集中する地区をモデルに選定し、様々な取組みを実施

○多数の者が利用する建築物

- ・耐震性が不足する建築物約 5 千棟、全てに確実な普及啓発
- ・耐震診断が義務化された大規模な建築物のなかで、病院や学校など特に公共性の高いものや災害時に避難所として利用することが可能なホテル・旅館などを優先して耐震化を促進

○広域緊急交通路沿道建築物

- ・耐震診断の結果により耐震性が不足すると報告を受けた全ての建築物に確実な普及啓発
- ・道路を封鎖する危険性の高い建築物を優先して耐震化を促進

『公共建築物等の具体的目標』

○府有建築物

- ・府有建築物の耐震化の方針に基づき、これまでの取組みを進めるとともに、経済活動等を守る観点の耐震化に取り組む

○大阪府住宅供給公社住宅

- ・府公社賃貸住宅の耐震化の方針に基づき、積極的に耐震化に取り組む

本市では、平成 19 年度(2007 年度)に「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」との整合を図り、「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震性を満たす住宅・建築物の割合を 90%にする目標年次を平成 27 年度(2015 年度)に定め、耐震化に取り組んできた。計画が最終年度を終えたことから、これまでの検証を行うとともに、さらなる耐震化の促進に向けた取組みを示すため「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」として改定する。

豊中市における住宅・建築物耐震改修促進計画の策定経過

年度	内容
平成 19 年度	「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」策定
平成 23 年度	「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」中間検証実施
平成 28 年度	「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」に改定

## 序-2 計画の目的と概要

「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」は、市域における住宅・建築物の耐震化を促進することにより、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するとともに、地震時の緊急交通路・避難路の確保、仮設住宅の必要量の削減、がれき発生量の減少等を促進し、早期の復旧・復興に寄与するための計画として策定するものである。

耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するためには、耐震化すべき住宅や建築物がどのくらい存在するかを定量的に把握する必要がある。そのため、市域の建物の状況及び耐震化率の把握を行う。

その上で、めざすべき耐震化率と時期を目標として設定し、その目標を達成するために必要となる施策を定め、建築物を「住宅」、「多数の者が利用する建築物(民間)(特定既存耐震不適格建築物)」、「市有建築物」の3つに区分し、耐震化の促進に取り組んでいく。

なお、耐震改修促進法で定められる「特定既存耐震不適格建築物」(参考資料-2:多数の者が利用する建築物(特定既存耐震不適格建築物)の一覧表 参照)については、地震によって倒壊すると大きな被害が発生すると考えられるため、早期に耐震化を促進する。

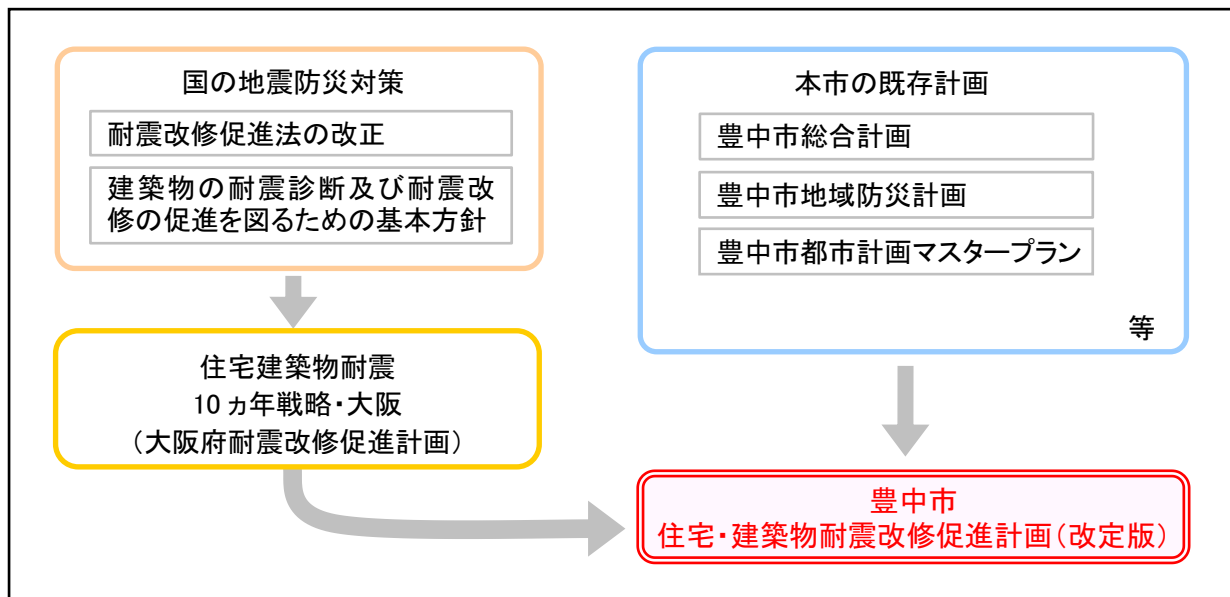
また、災害時に安全を確保すべき建築物については、以下のように分類し、耐震化率の把握などを行う。

災害時に安全を確保すべき建築物の分類

		概要
ア. 災害時の応急対策上、重要な機能を果たすまたは地域の拠点となる建築物	a. 災害対策等の指揮命令中枢施設	災害対策本部(市役所)、消防局、警察署
	b. 人命救助等に係る拠点施設	消防署、消防出張所、救急病院、病院、診療所等
	c. 避難施設やライフライン施設等	学校、幼稚園、保育所、こども園、公民館、上下水道施設、電気・通信・ガス関係施設、火葬場、ゴミ焼却場等
イ. 不特定多数の者が利用する建築物		地区会館、文化ホール、百貨店、マーケット、ホテル、旅館等
ウ. 一般建築物 (特定多数の者が利用する建築物)		事務所、老人ホーム、工場等
エ. 住居施設		戸建・長屋住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿等
オ. 危険物貯蔵所等の用途に供する建築物		石油類、火薬、爆薬、可燃性ガスを取り扱う建築物等
カ. 緊急交通路沿いの建築物		緊急交通路を閉塞させる建築物

### 序-3 計画の位置付け

「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)」は、国や大阪府の計画、本市の既存の計画と、次のように整合を図るものである。



豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)の位置付け

# 1. 現状と課題

## 1-1 住宅の耐震化

### 1-1-1 住宅を取り巻く環境

市域の人口は、昭和 60 年(1985 年)をピークに減少傾向となっていたが、近年は増加に転じており、平成 37 年(2025 年)には約 39.6 万人になると推計される。

また、世帯数については、増加傾向が続いており、目標年次の平成 37 年(2025 年)で約 174 千世帯になるものと推計される。

世帯数は増加傾向にあるものの、世帯人口は減少傾向が続いている。

市域の人口・世帯数・世帯人口の推移と将来の想定

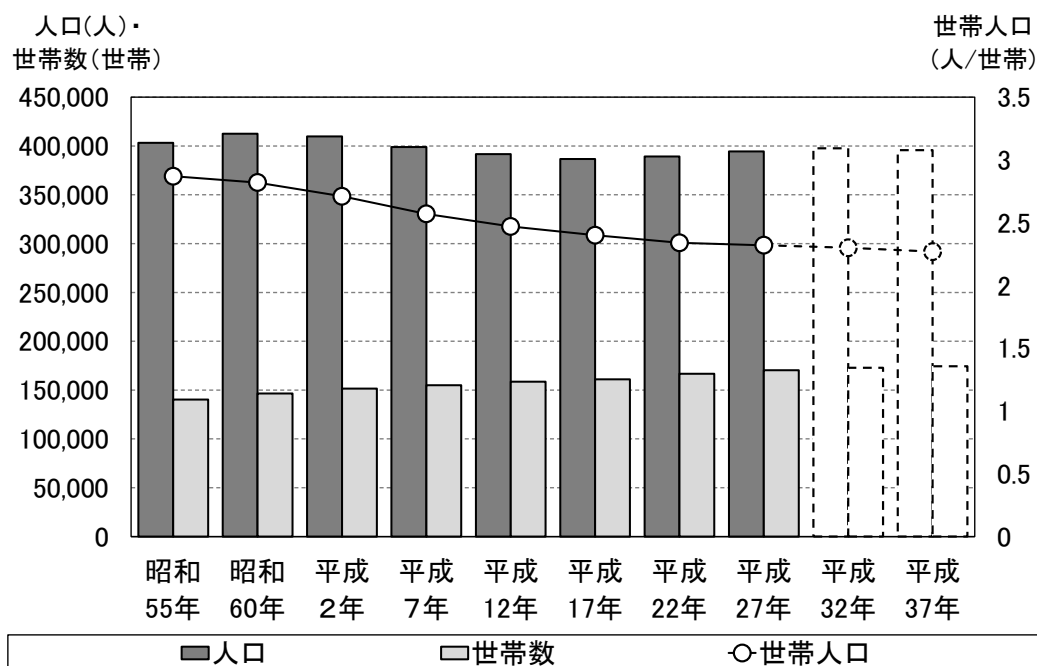
	現在までの推移								将来推計	
	昭和 55 年 (1980 年)	昭和 60 年 (1985 年)	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)
人口(人)	403,174	412,628	409,837	398,908	391,726	386,623	389,341	395,479	397,578	395,725
世帯数 (世帯)	140,343 (1.00)	146,510 (1.04)	151,489 (1.08)	155,001 (1.10)	158,691 (1.13)	160,974 (1.15)	166,677 (1.19)	170,325 (1.21)	172,860 (1.23)	174,328 (1.24)
世帯人口 (人/世帯)	2.87 (1.00)	2.82 (0.98)	2.71 (0.94)	2.57 (0.90)	2.47 (0.86)	2.4 (0.84)	2.34 (0.82)	2.32 (0.81)	2.3 (0.80)	2.27 (0.79)

※表中の( )内の数字は、昭和 55 年(1980 年)を 1.00 とした指標値を示す。

※平成 27 年(2015 年)までの人口・世帯数は国勢調査結果による。

※平成 32 年(2020 年)～平成 37 年(2025 年)の推計人口は、「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に示される将来展望人口推計値。

※平成 32 年(2020 年)～平成 37 年(2025 年)の世帯数は、昭和 55 年(1980 年)からの推移を回帰直線式によりトレンド(経年的な傾向)で推計した 1 世帯当たり人数で、各年の推計人口を割ることによって算定した。



人口・世帯数・世帯人口の推移と将来の推定

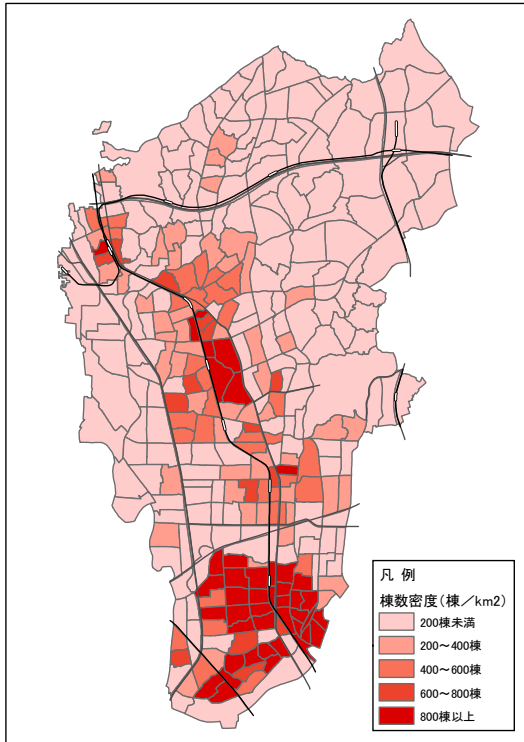
(出典:国勢調査・豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)



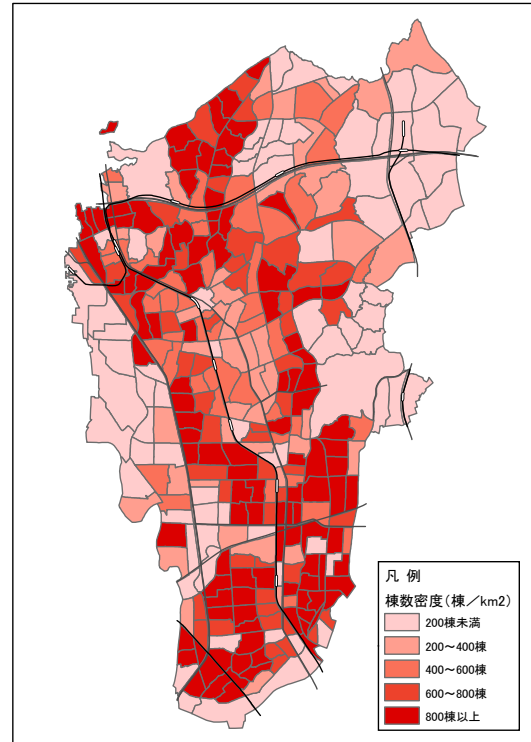
## 1-1-2 住宅棟数の分布状況（構造・建築年代別）

### (1) 木造住宅

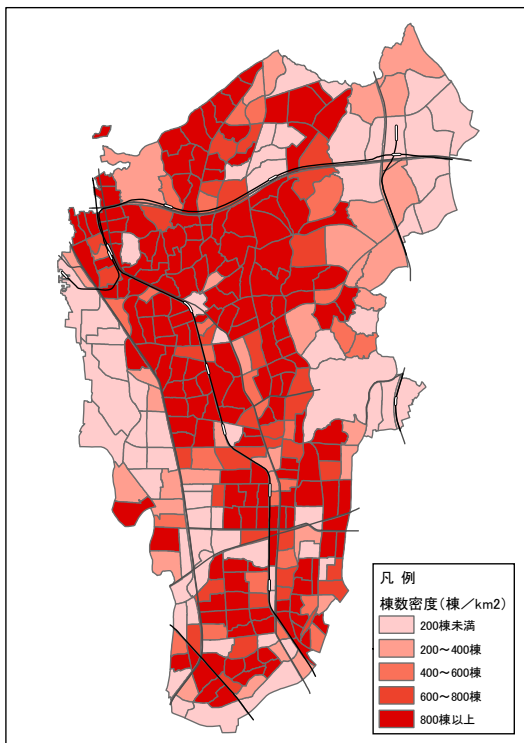
市域の木造住宅の分布状況は下図のようになっている。木造住宅は鉄道駅の周辺地域から建設が進み、次第に拡大している。



昭和 34 年以前建築の木造住宅の分布

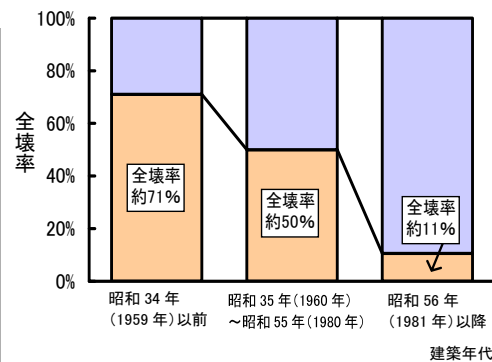


昭和 35 年～昭和 55 年建築の木造住宅の分布



昭和 56 年以降建築の木造住宅の分布

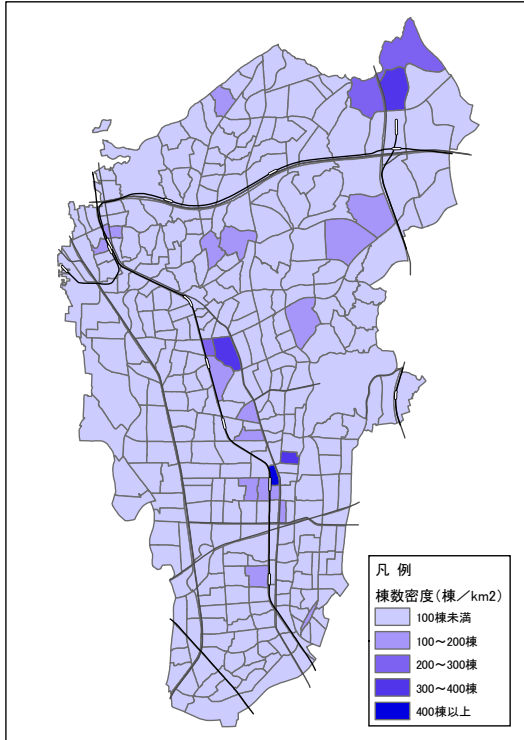
#### 【参考】建築年代別の木造建物の全壊率 (震度 6 強[計測震度 6.4]の場合)



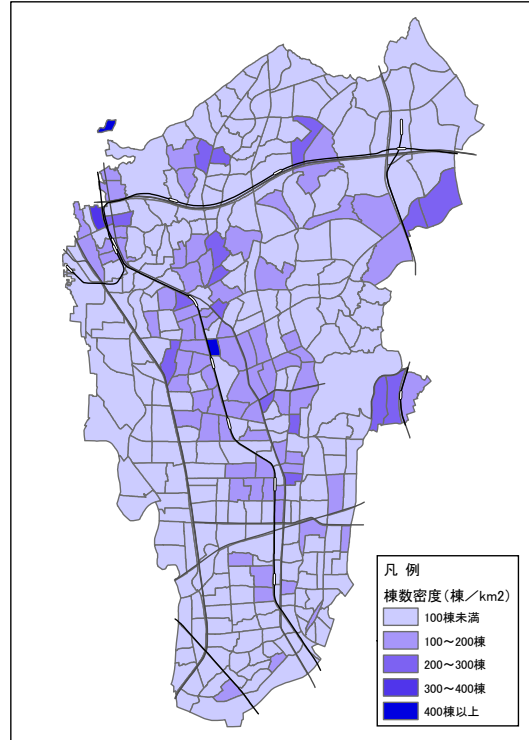
(内閣府「地震防災マップ作成技術資料」より作成)  
地震による木造建物の全壊率は、建築基準法の改正によって定められる基礎の形式や壁の量が変化した昭和 35 年(1960 年)と昭和 56 年(1981 年)を境として大きく異なる。

## (2) 非木造住宅

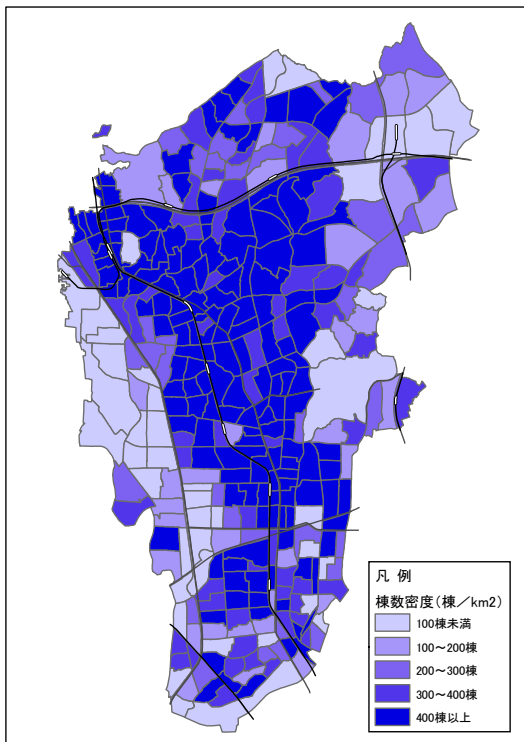
非木造住宅の分布状況は下図のとおりである。非木造住宅は市域の中央部付近から建設が始まり、昭和 56 年(1981 年)以降に急激に増加している。



昭和 45 年以前建築の非木造住宅の分布

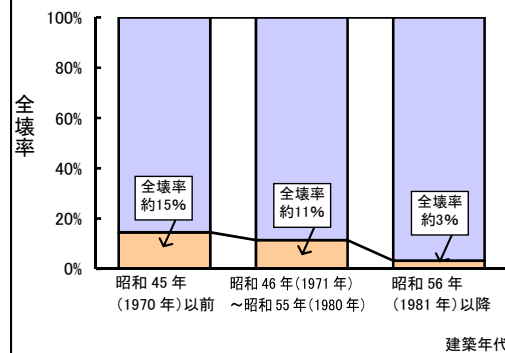


昭和 46 年～昭和 55 年建築の非木造住宅の分布



昭和 56 年以降建築の非木造住宅の分布

【参考】建築年代別の非木造建物の全壊率  
(震度 6 強[計測震度 6.4]の場合)



(内閣府「地震防災マップ作成技術資料」より作成)

地震による非木造建物の全壊率は、木造建物に比べると全体的に低く、建築基準法の改正が行われるごとにさらに低くなっている。

### 1-1-3 住宅の耐震化の状況

#### (1) 耐震化の現状

平成 27 年(2015 年)時点で、市域の住宅数は総数が約 164.7 千戸、持家戸建住宅が約 40.4 千戸、共同住宅等が約 124.3 千戸である。

このうち、耐震性を満たす住宅は、総数で 82%、持家戸建住宅で 72%、共同住宅等で 85%と推測される。

住宅の耐震化の現状(平成 27 年(2015 年)時点)

	住 宅	建て方別内訳	
		持家戸建住宅	共同住宅等
住宅総数	164,718 戸	40,460 戸	124,258 戸
耐震性を満たす住宅	134,364 戸 (82%)	29,192 戸 (72%)	105,172 戸 (85%)
耐震性が不十分な住宅	30,354 戸 (18%)	11,268 戸 (28%)	19,086 戸 (15%)

(出典:住宅・土地統計調査[推計を加えている])

- ※ 昭和 55 年(1980 年)以前に建てられた住宅のうち、耐震性を満たすとした住宅の戸数は、大阪府の示す参考値(耐震診断の結果、耐震性を満たすと判断された住宅数:木造戸建住宅は 9%、共同住宅等は 42%)を適用して推計。
- ※ 「持家戸建住宅」は、そこに居住している世帯が全部または一部を所有している住宅で、一つの建物が 1 住宅であるもの。
- ※ 「共同住宅」は、1 棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段等を共用しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

## (2) 耐震化の推移

耐震性を満たす住宅の割合は、策定当初の平成19年度(2007年度)では120.0千戸(77%)であり、中間検証時の平成23年度(2011年度)には123.0千戸(78%)、現状で134.4千戸(82%)となっている。

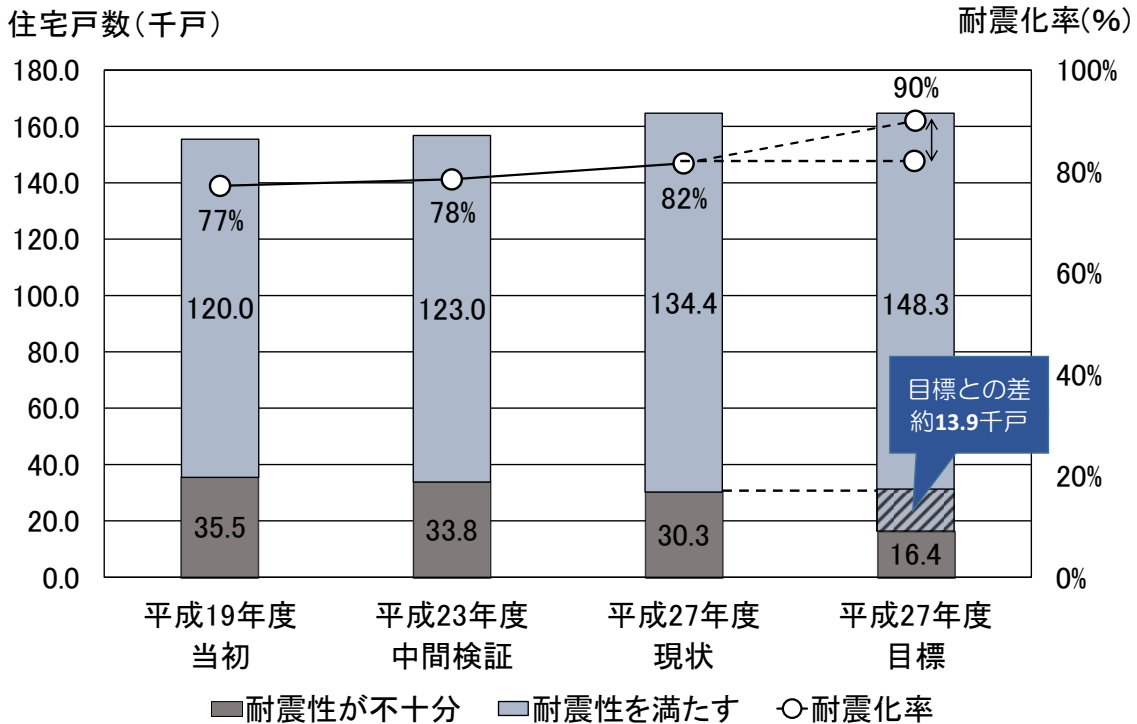
平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)にかけて、耐震化率は持家戸建住宅で4ポイント、共同住宅等で3ポイント、全体で4ポイントの増加となっている。

耐震化率の目標値である耐震化率90%には、戸数で約13.9千戸、耐震化率で8ポイント不足している。

住宅の耐震化の推移

(単位:千戸)	平成19年度 策定当初	平成23年度 中間検証	平成27年度 現状	平成27年度 目標
住宅	155.5	156.8	164.7	164.7
耐震性を満たす	120.0 (77%)	123.0 (78%)	134.4 (82%)	148.3 (90%)
耐震性が不十分	35.5 (23%)	33.8 (22%)	30.3 (18%)	16.4 (10%)
持家戸建住宅	39.6	38.0	40.4	40.4
耐震性を満たす	26.4 (67%)	25.8 (68%)	29.2 (72%)	36.4 (90%)
耐震性が不十分	13.2 (33%)	12.2 (32%)	11.2 (28%)	4.0 (10%)
共同住宅等	115.9	118.8	124.3	124.3
耐震性を満たす	93.6 (81%)	97.2 (82%)	105.2 (85%)	111.9 (90%)
耐震性が不十分	22.3 (19%)	21.6 (18%)	19.1 (15%)	12.4 (10%)

(出典:住宅・土地統計調査[推計を加えている])



### (3) 耐震改修の実績

平成 21 年(2009 年)～平成 25 年(2013 年)の間で耐震改修を行った持家住宅は、総住宅数約 90 千戸のうちの約 1.6 千戸であり、その割合は約 1.8%となっている。木造戸建の住宅で耐震改修が実施される割合が高く、改修の内容は、「壁の新設・補強」、「基礎の補強」が多い。

住宅の耐震改修の実績(平成 21 年(2009 年)～平成 25 年(2013 年))

	総住宅数(戸)	耐震改修を行った住宅の総数(戸)	内 訳(複数回答)				
			壁の新設・補強	筋交いの設置	基礎の補強	金具による補強	その他
持家総数	89,780	1,610	910	580	590	600	250
うち木造戸建	45,630	1,380	790	550	570	550	180
うち非木造戸建	44,090	240	120	20	20	50	80

(出典:住宅・土地統計調査)

#### 1-1-4 住宅の耐震化に関する課題

住宅の耐震化に関する課題として以下ようになる。

- 耐震化率を引き上げる要素の大部分は建替えだが、建替えは社会経済情勢の変化に大きく影響される。
- 建物所有者の意志に左右される民間住宅・建築物は法的な強制力がないため、計画的な耐震化は容易ではない。
- 旧耐震基準の木造住宅の所有者が高齢化しており、所有住宅の耐震化については、経済的負担が大きい。
- 持家戸建住宅の耐震化率は共同住宅と比べると低い。
- 耐震化促進に関する取組みの普及啓発は広報やチラシなどで行われ、一定の認知は得られているものの、さらに必要とする人に情報が届くように効果的、効率的な手法が求められる。

## 1-2 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化

### 1-2-1 多数の者が利用する建築物(民間)の現状

平成 27 年度(2015 年度)で、市域における多数の者が利用する建築物(民間)に該当する建築物は、1,956 棟である。

内訳としては、昭和 57 年(1982 年)以降建築のものが 1,511 棟(77%)、昭和 56 年(1981 年)以前建築のものが 445 棟(23%)となっている。

多数の者が利用する建築物(民間)の用途別棟数(平成 27 年度(2015 年度))

(単位:棟)

用途等	規模・要件	多数の者が利用する建築物(民間)		
		計	昭和 57 年 (1982 年) 以降の建築物	昭和 56 年 (1981 年) 以前の建築物
1 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	9	7	2
2 上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	15	13	2
3 体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	0	0	0
4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	3	1	2
5 病院、診療所		35	28	7
6 劇場、観覧場、映画館、演芸場		3	3	0
7 集会場、公会堂		0	0	0
8 展示場		0	0	0
9 卸売市場		0	0	0
10 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		65	47	18
11 ホテル、旅館		17	11	6
12 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		954	768	186
13 事務所		116	81	35
14 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	16	16	0
15 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		30	30	0
16 幼稚園、保育所、こども園	階数2以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	36	15	21
17 博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	0	0	0

用途等	規模・要件	多数の者が利用する建築物(民間)		
		計	昭和 57 年 (1982 年) 以降の建築物	昭和 56 年 (1981 年) 以前の建築物
18 遊技場	階数3以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2	0	2
19 公衆浴場		0	0	0
20 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		0	0	0
21 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		4	0	4
22 工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。)		48	26	22
23 車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの		5	5	0
24 自動車車庫その他の自動車または自転車の停留または駐車のための施設		12	11	1
25 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		2	2	0
26 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物		5	4	1
27 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		—	733	555
合 計		1,956 100%	1,511 77%	445 23%

※ 複数の条件に重複して該当する建築物があるため、各値を足し合わせた数と合計値とは合致しない

## 1-2-2 多数の者が利用する建築(民間)の耐震化の推計

市域における多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化の推計は、以下のとおりである。

耐震性を満たす建築物の棟数は、昭和 57 年(1982 年)以降の建築物の棟数と、昭和 56 年(1981 年)以前の建築であるが耐震性のある建築物の棟数(大阪府が平成 27 年度(2015 年度)に実施したアンケート結果に基づいて推計)の合計値である。

多数の者が利用する建築物(民間)の年代別割合(平成 27 年度(2015 年度))

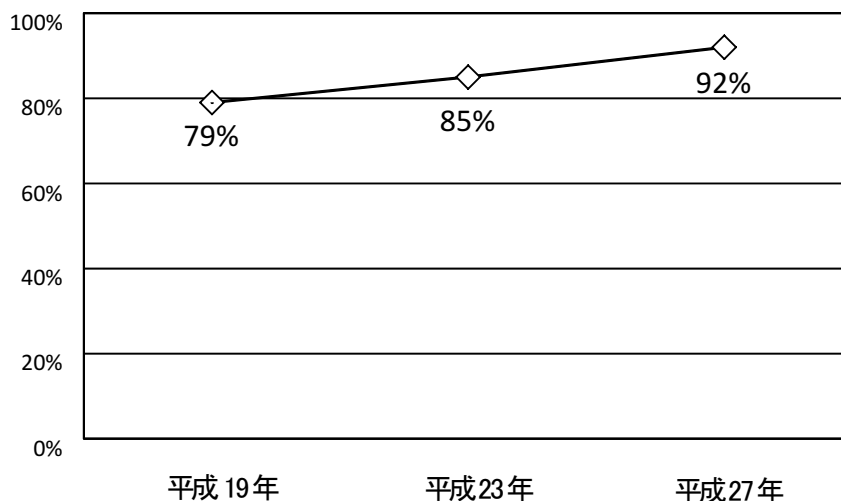
	棟 数	割 合
多数の者が利用する建築物(民間)	1,956 棟	—
昭和 57 年(1982 年)以降	1,511 棟	77%
昭和 56 年(1981 年)以前	445 棟	23%

多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化の推計(平成 27 年度(2015 年度))

(単位:棟)

建築物の機能	棟 数	割 合
1. 応急対策上、地域の拠点となる建築物 (病院、診療所等)	47	—
耐震性を満たすと推計される建築物	43	91%
耐震性が不十分と推計される建築物	4	9%
2. 不特定多数の者が利用する建築物 (百貨店、マーケット、ホテル、旅館等)	158	—
耐震性を満たすと推計される建築物	138	87%
耐震性が不十分と推計される建築物	20	13%
3. 特定多数の者が利用する建築物 (私立学校、老人ホーム、事務所、工場等)	526	—
耐震性を満たすと推計される建築物	494	94%
耐震性が不十分と推計される建築物	32	6%
4. 共同住宅等(共同住宅、寄宿舍等)	1,225	—
耐震性を満たすと推計される建築物	1,126	92%
耐震性が不十分と推計される建築物	99	8%
多数の者が利用する建築物(民間)合計	1,956	—
耐震性を満たすと推計される建築物	1,801	92%
耐震性が不十分と推計される建築物	155	8%

多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化率の推移





### 1-2-3 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化に関する課題

---

多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化に関する課題として以下のようなになる。

- 多数の者が利用する建築物(民間)全体では耐震化が進んでいるものの、百貨店、マーケット等の不特定多数の者が利用する建築物では進んでいない。
- 多額の費用を要する中で所有者に耐震化の必要性を理解してもらうことが必要である。

## 1-3 市有建築物の耐震化

### 1-3-1 市有建築物の現状

平成 27 年度(2015 年度)末時点で、全ての市有建築物の棟数は 643 棟であり、そのうち建替えや売却等が決まっている棟数を除いた対象棟数は 629 棟となる(対象は非木造で 2 階以上または延べ面積 200 m<sup>2</sup>超の建築物としている)。

このうち、耐震性を満たしている建築物の棟数は 569 棟であり、60 棟で耐震化が必要である。全ての市有建築物の耐震化率は 90.5%と目標の 90%を超えている。

### 1-3-2 小中学校等の耐震化の現状

小中学校等の市有建築物は 335 棟あり、そのうち耐震性を満たす建築物の棟数は 323 棟(96%)となる。

小中学校等の現状(平成 27 年度(2015 年度))

	校数	棟数	耐震性を満たす棟数	耐震化が必要な棟数	耐震化率
小学校	41	230	220	10	95.7%
中学校	18	95	93	2	97.9%
こども園 (旧幼稚園)	7	10	10	0	100.0%
合計	66	335	323	12	96.4%

### 1-3-3 その他の市有建築物の耐震化の現状

上下水道施設を除く市有建築物は 279 棟あり、そのうち耐震性を満たす建築物の棟数は 238 棟(85%)となる。

上下水道施設は 15 棟あり、そのうち耐震性を満たす建築物の棟数は 8 棟(53%)となる。

その他の市有施設(上下水道施設を除く)の現状(平成 27 年度(2015 年度))

	棟数	耐震性を満たす棟数	耐震化が必要な棟数	耐震化率
上下水道施設を除く 市有建築物	279	238	41	85.3%
(うち避難施設)	(93)	(81)	(12)	87.1%

※ 棟数算定の対象は、非木造で 2 階以上または延べ面積 200 m<sup>2</sup>超の建築物としている。

その他の市有施設(上下水道施設)の現状(平成 27 年度(2015 年度))

	棟数	耐震性を満たす棟数	耐震化が必要な棟数	耐震化率
上下水道施設	15	8	7	53.3%

※ 棟数算定の対象は、非木造で 2 階以上または延べ面積 200 m<sup>2</sup>超の建築物としている。

#### 1-3-4 市有建築物の耐震化に関する課題

---

市有建築物の耐震化に関する課題として以下のようなになる。

- 市有建築物全体では耐震化が進んでいるものの、災害時の避難施設になるなど公共性の高い建築物が多いことから、今後も引き続き耐震化を推進する必要がある。
- 建物本体の耐震化に加え、天井材や照明器具などの「非構造部材」の耐震化についても取り組みを進める必要がある。

## 2. 基本的な方針

### 基本方針

本計画においては耐震化を促進するため、関係者の役割分担のもと、本市及び大阪府、建築物所有者、地元組織、建築関係団体、建築関係技術者等が互いに連携を図りながら、市民・建築物所有者が地震やその対策について正しく理解し、自主的に耐震化に取り組むことを基本とする。

また、市は建築物所有者の自主的な取組みを適切に支援する観点から、確実な普及啓発の取組みを図るとともに、耐震化の支援に向けた施策を展開する。

### 計画の期間

本計画の実施期間は、国の基本方針や大阪府の「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」、これまでの取組みと耐震化の現状を踏まえて、平成 28 年度(2016 年度)から平成 37 年度(2025 年度)までとする。

なお、社会経済情勢の変化、本市の財政状況や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて本計画の見直しを検討する。

### 役割分担の考え方

- 住宅・建築物の所有者は、住宅・建築物の耐震化を自らの問題として捉え、耐震診断及び耐震改修、建替え、除却などの耐震化について、原則として所有者が自らの責任で行うものとする。
- 行政は、住宅・建築物が連担して都市を構成する社会資本であり、耐震性の向上により災害に強いまちを形成し、より多くの市民の生命・財産を保護するためにも、耐震化の普及に努めるとともに耐震診断及び耐震改修、建替え、除却など住宅・建築物の所有者が行う耐震化の取組みを適切に支援する。  
また、耐震化の促進につながるような耐震補助制度の拡充や新たな補助制度の充実などについて国や大阪府へ要望を行う。  
なお、市が所有する建築物(市有建築物)の耐震化については、耐震化の推進を先導する役目から、自らが掲げる耐震化を推進するための方針などに基づき、計画的に取組みを進めていく。
- 関係団体や企業、NPO法人等の住宅・建築物に関わる全ての事業者は、市場において適切に住宅・建築物の耐震化(耐震改修・建替え・除却・住替え)が図られるよう、社会的責務を有することを認識し、建物所有者等から信頼される取組みを実施するものとする。

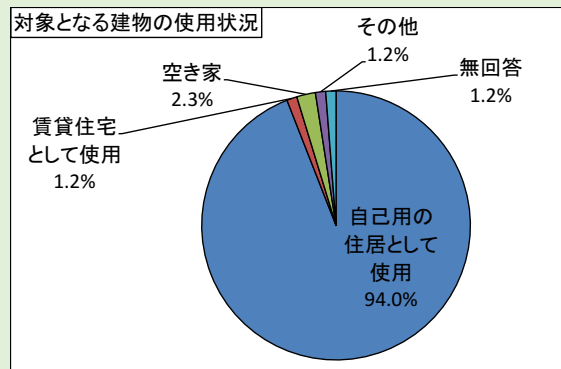
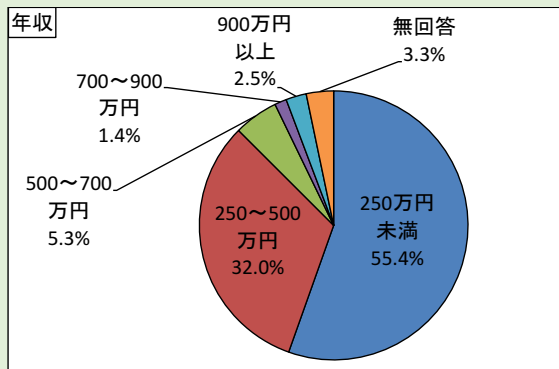
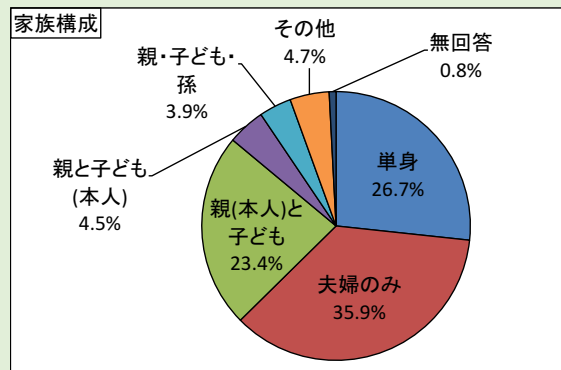
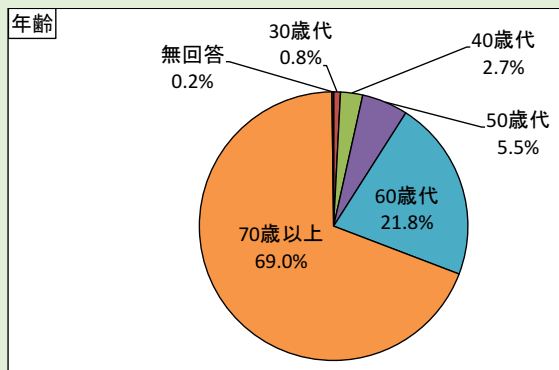
## 2-1 耐震化を促進するための課題

耐震診断・耐震改修補助制度の利用者に対して継続的に実施しているアンケート及び平成 28 年(2016 年)8 月に実施した昭和 56 年(1981 年)以前建築の木造住宅所有者に対する「住宅の耐震診断・改修に関するアンケート」の調査結果などを踏まえ、今後、耐震化を促進するためには次のような課題があげられる。

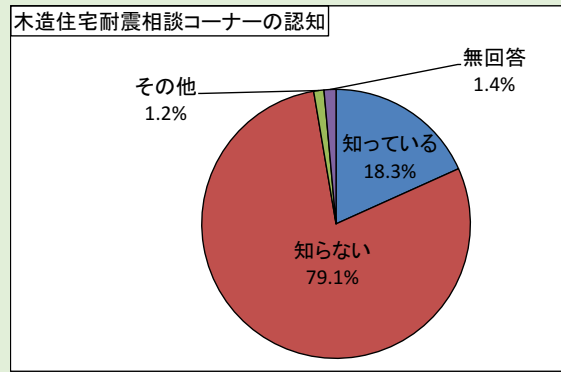
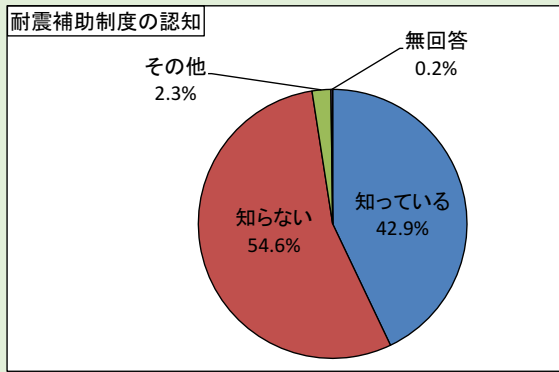
### 木造住宅の耐震化促進の課題

- 耐震化の促進が求められる昭和 56 年(1981 年)以前建築の木造住宅所有者は、60 歳以上の高齢者で、単身や夫婦のみといった小規模世帯でかつ年収 250 万円未満に多くっており、耐震化に対する経済的負担感が大きく、また、阪神・淡路大震災の際にある程度の改修を行っているため、更なる診断や工事に対する抵抗感・負担感の軽減を図ることが求められる。

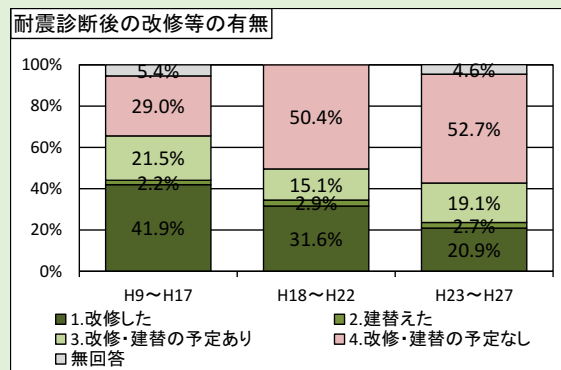
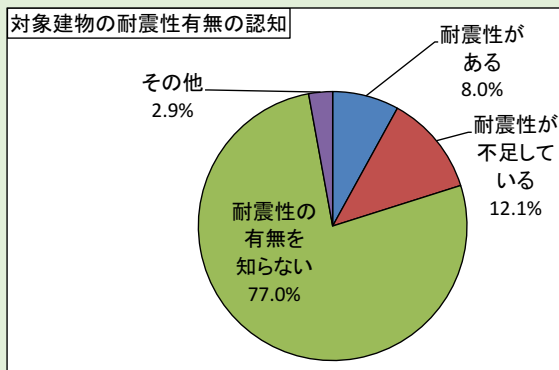
※四捨五入により構成率の合計が合致しないところがある。



- 耐震化促進に関する取組みの普及啓発は広報やチラシなどで行われ、耐震補助制度を知っている人のうち約 6 割が市広報によるものである。広報による普及啓発は一定の成果は得られているものの、さらに必要とする人に情報が届くように効果的、効率的な手法が求められる。
- 耐震補助制度を「知っている」割合は約 4 割、木造住宅耐震相談コーナーについては約 2 割となっており、耐震補助制度はある程度周知されているが、木造住宅耐震相談コーナーとともに十分とは言えない。今後は、これらの認知度が高まるように情報提供の充実が求められる。



- 所有住宅の耐震性の認知が進んでおらず、まずは耐震性の有無を知るために耐震診断を受ける必要性の普及啓発が求められる。
- 耐震診断を受けた後に耐震改修を実施する人が近年減少傾向にあり、経済的負担だけでなく工事が大げさになることや情報不足が原因と考えられることから、経済的な耐震改修の方法や、必要とされる様々な情報を提供していくことが求められる。



- 簡易な耐震改修工事（屋根の改修工事もしくは壁の改修工事など、費用100万円程度で工事期間7日間程度）であれば、改修工事に取り組む意向も見られることから、工事の際の負担の参考となるような情報提供が求められる。

### 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化促進の課題

- 多数の者が利用する建築物（民間）は、定期報告や消防設備点検、防災査察の対象となっている場合も多く、これらの機会に併せた耐震化啓発への手法の展開が求められる。

### 市有建築物の耐震化推進の課題

- 市有建築物は災害時の避難施設としての側面も持ち合わせているため、計画的に耐震化を推し進めることが求められる。

## (1) 木造住宅所有者に対するアンケート

昭和 56 年(1981 年)以前建築の木造住宅所有者に対するアンケート(平成 28 年(2016 年)8 月実施)の調査結果では、耐震化の促進に関して次のような傾向が見られる(アンケートの調査結果については参考資料-4 住宅の耐震診断・改修に関するアンケート調査結果 参照)。

### 木造住宅所有者の耐震化促進に対する傾向

- 所有住宅の耐震性を知らない所有者が多い。
- 豊中市の耐震化促進に関する取組みについては、半数以上が知らないものの、利用希望者が一定数見られる。
- 所有住宅の耐震化については、経済的負担が大きだけでなく、耐震改修工事を行った住宅に将来的に居住する人を見込まれないことや、阪神・淡路大震災の際にある程度の改修を行っているため更なる診断や工事に抵抗感をもっている所有者が見られる。
- 耐震改修工事については、軽度なものであれば回答者の半数以上が実施可能としている。ただし、日数や金額などについて無回答者が多く、具体的な負担内容については認知されていない。

## (2) 耐震診断補助制度の利用者に対するアンケート

耐震改修に対する市民意識について、本市の耐震診断補助制度を利用した建築物所有者に対するアンケート調査では、次のような結果が出ている。

耐震改修の促進のためには、耐震改修の費用補助等による支援や工事内容等の情報の提供が必要であることなどがうかがえる。また経年変化として、リフォームとあわせて改修した人の割合が増えたことや耐震診断後に改修した人が減少傾向にあることなどがあげられる。

### 本市における木造住宅耐震診断後のアンケート調査結果

	概要	回答結果		
		H9～H17 年度	H18～H22 年度	H23～H27 年度
調査概要	調査年度	H9～H17 年度	H18～H22 年度	H23～H27 年度
	調査対象者:本市の耐震診断補助制度を利用した人			
	調査方法:アンケート票の郵送による			
	アンケート発送数	115	193	190
	回収数	93	139	110
	回収率	80.8%	72.0%	57.9%
質問:耐震診断実施の動機	1.大きな地震に耐えられるかどうか心配 2.建替・リフォーム等の判断材料 3.その他	81 人(87.1%) 7 人( 7.5%) 4 人( 4.3%)	121 人(87.1%) 9 人( 6.5%) 7 人( 5.0%)	94 人(85.5%) 14 人(12.7%) 5 人( 4.5%)
質問:耐震診断後の改修・建替の有無	1.改修した 2.建替えた 3.改修・建替の予定あり 4.改修・建替の予定なし	39 人(41.9%) 2 人( 2.2%) 20 人(21.5%) 27 人(29.0%)	44 人(31.6%) 4 人( 2.9%) 21 人(15.1%) 70 人(50.4%)	23 人(20.9%) 3 人( 2.7%) 21 人(19.1%) 58 人(52.7%)
質問:改修内容	1.リフォームとあわせて改修した 2.単独で改修した 3.部分改修と老朽化の補修をした	13 人(33.3%) 13 人(33.3%) 13 人(33.3%)	20 人(45.4%) 8 人(18.2%) 16 人(36.4%)	17 人(73.9%) 5 人(21.7%) 6 人(26.1%)
質問:改修等の予定がない理由	1.費用の目途がたたないから 2.工事業者がわからないから 3.工事内容がだげさになるから 4.家の使い勝手が悪くなるから 5.補助の要件に合わなかったから 6.情報が少なく、不安に感じるから 7.その他	17 人(63.0%) 6 人(22.2%) 7 人(25.9%) 4 人(14.8%) 13 人(48.1%)	45 人(64.3%) 3 人( 4.3%) 22 人(31.4%) 1 人( 1.4%) 12 人(17.1%)	40 人(69.0%) 3 人( 5.2%) 20 人(34.5%) 2 人( 3.4%) 5 人( 8.6%) 15 人(25.9%) 20 人(34.5%)
質問:ワンポイントアドバイス等 <sup>※</sup> について	1.大いに参考になった 2.あまり参考にならなかった 3.その他	66 人(71.0%) 16 人(17.2%) 5 人( 5.4%)	99 人(71.2%) 17 人(12.2%) 8 人( 5.8%)	61 人(55.5%) 19 人(17.3%) 14 人(12.7%)

注 1:複数回答を含む。

注 2:無回答は表記していないため、割合の合計が 100%にならない場合がある。

※:「ワンポイントアドバイス等」とは、耐震診断の実施時に、耐震診断技術者から木造住宅の所有者へ耐震化に関する情報提供をすること。

### (3) 耐震改修補助制度の利用者に対するアンケート

本市の耐震改修補助制度を利用した建築物所有者に対するアンケート調査では、次のような結果が出ている。

耐震改修を実施した主なきっかけとしては、「地震による倒壊の恐怖」、「補助金等のお得感」、「家屋の老朽化等」があげられる。今後の耐震化の促進のためには、耐震診断の必要性の啓発、耐震改修工事に関する情報の提供、補助制度の充実等が考えられる。

本市における木造住宅耐震改修後のアンケート調査結果

	概 要	回答結果	
		H20～H22 年度	H23～H27 年度
調 査 概 要	調査年度	H20～H22 年度	H23～H27 年度
	調査対象者：本市の耐震改修補助制度を利用した人		
	調査方法：アンケート票の郵送による		
	アンケート発送数	19	56
	回収数	14	40
	回収率	73.7	71.4
質問：耐震改修に興味・関心を持ったきっかけ	1.自分や家族が地震を体験したこと	9人( 64.3%)	26人( 65.0%)
	2.知人等から地震の怖さを聞いたこと	4人( 28.6%)	5人( 12.5%)
	3.学校で防災教育を受けたこと	0人( 0.0%)	0人( 0.0%)
	4.自治会・自主防災組織等の防災訓練・セミナー等に参加したこと	1人( 7.1%)	3人( 7.5%)
	5.市町村が開催する防災イベントに参加したこと	0人( 0.0%)	0人( 0.0%)
	6.地震災害情報(テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等)を見たこと	12人( 85.7%)	28人( 70.0%)
	7.府・市町村の広報誌・防災対策パンフレット、防災(ハザード)マップ等を見たこと	4人( 28.6%)	17人( 42.5%)
	8.住宅メーカー・工務店のチラシ(新聞折込み、ダイレクトメール等)を見たこと	2人( 14.3%)	14人( 35.0%)
	9.住宅メーカー・工務店のPRイベントに参加したこと	0人( 0.0%)	0人( 0.0%)
	10.知人等から耐震改修の情報を聞いたこと	7人( 50.0%)	9人( 22.5%)
	11.実際の耐震工事を見たこと	0人( 0.0%)	0人( 0.0%)
	12.その他	1人( 7.1%)	6人( 15.0%)
質問：施工業者をどのように選んだか	1.費用が一番安かったから	3人( 21.4%)	5人( 12.5%)
	2.工期が一番短かったから	0人( 0.0%)	5人( 12.5%)
	3.仮住まいが不要だったから	2人( 14.3%)	15人( 37.5%)
	4.耐震技術・性能が信頼できたから	8人( 57.1%)	16人( 40.0%)
	5.地元の業者だったから	5人( 35.7%)	12人( 30.0%)
	6.知人等の紹介だったから	2人( 14.3%)	6人( 15.0%)
	7.大手企業だから	4人( 28.6%)	6人( 15.0%)
	8.アフターサービスがよさそうだから	4人( 28.6%)	8人( 20.0%)
	9.その他	4人( 28.6%)	10人( 25.0%)
質問：耐震改修を選んだ理由	1.費用が安かったから	2人( 14.3%)	3人( 7.5%)
	2.工期が短かったから	0人( 0.0%)	2人( 5.0%)
	3.仮住まいが不要だったから	1人( 7.1%)	2人( 5.0%)
	4.耐震技術・性能が信頼できたから	2人( 14.3%)	3人( 7.5%)
	5.住み慣れた家(土地)がよいから	6人( 42.9%)	23人( 57.5%)
	6.建替えると今の家より狭くなるまたは家を建てられないから	2人( 14.3%)	7人( 17.5%)
	7.その他	1人( 7.1%)	1人( 2.5%)



	概 要	回答結果	
		調査年度	H20～H22 年度
質問:耐震改修を実施したきっかけ	1.地震による倒壊の恐怖(耐震性が低いことがわかって)	14 人( 100.0%)	31 人( 77.5%)
	2.住宅耐震技術への興味	3 人( 21.4%)	9 人( 22.5%)
	3.家屋の老朽化、蟻害、腐朽に対する改修にあわせて	8 人( 57.1%)	24 人( 60.0%)
	4.間取り変更、水周り(キッチン、浴室、洗面、トイレ)などの改修にあわせて	2 人( 14.3%)	2 人( 5.0%)
	5.バリアフリーやエコ(省エネ)などの改修にあわせて	1 人( 7.1%)	4 人( 10.0%)
	6.外観の改修にあわせて	1 人( 7.1%)	5 人( 12.5%)
	7.住宅メーカー・工務店からの勧め	1 人( 7.1%)	3 人( 7.5%)
	8.ご近所・知り合いからの勧め	1 人( 7.1%)	1 人( 2.5%)
	9.補助金・税金控除のお得感	9 人( 64.3%)	28 人( 70.0%)
	10.住宅の資産価値の向上	0 人( 0.0%)	1 人( 2.5%)
	11.その他	2 人( 14.3%)	1 人( 2.5%)
質問:一時的な転居や仮住まいをしたか	1.仮住まいをした	3 人( 21.4%)	6 人( 15.0%)
	2.仮住まいをしなかった	11 人( 78.6%)	32 人( 80.0%)
質問:事前に思っていたより大変だったこと	1.資金面(工事代金)	10 人( 71.4%)	21 人( 52.5%)
	2.資金面(工事代金以外の出費)	3 人( 21.4%)	7 人( 17.5%)
	3.改修事業者探し(選び)	5 人( 35.7%)	10 人( 25.0%)
	4.耐震改修の工事内容	5 人( 35.7%)	17 人( 42.5%)
	5.工事終了後の確認検査	0 人( 0.0%)	2 人( 5.0%)
	6.工事関係者が家にあがったこと	1 人( 7.1%)	3 人( 7.5%)
	7.改修部分以外で傷がついたこと	1 人( 7.1%)	1 人( 2.5%)
	8.工事関係者の対応に要した時間	5 人( 35.7%)	13 人( 32.5%)
	9.仮住まいの確保	0 人( 0.0%)	1 人( 2.5%)
	10.仮住まいへの引越、改修後の仮住まいからの引越	2 人( 14.3%)	4 人( 10.0%)
	11.その他	3 人( 21.4%)	5 人( 12.5%)

注 1:複数回答を含む。

注 2:無回答は表記していないため、割合の合計が 100%にならない場合がある。

## 2-2 施策推進の基本的な考え方

---

本市では、大阪府並びに関係機関との積極的な連携により、次のような施策を進めて耐震化を促進し、市民の「生命と財産」が守られる住まいとまちづくりを推進する。

取組みにあたっては、最終的に市民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、耐震改修だけでなく、建替え、除却など様々な施策について、部局を越え、総合的に取り組む。

そのため、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進する必要がある。さらに、市街地特性を踏まえた地域でのケーススタディを実施し、効果的な取組みについては他の地域への展開を図るなど、様々な方策で取組みを進める。具体的な取組みについて以下のものをあげる。

- **4-1 確実な普及啓発**
- **4-2 耐震化に向けた効果的な支援**
- **4-3 地域特性に着目した施策の展開**
- **4-4 市有建築物の耐震化への取組み**

## 3. 目標

これまでの「豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画」では、耐震化率の向上を目標に定め、それを達成するために様々な施策を展開してきた。この耐震化率は、新築や建替え、耐震改修、除却など様々な要因から上昇する数値であり、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受けることから、耐震化率だけで耐震化施策を評価できない部分がある。

しかしながら、市民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民一丸となって進めていくためには、市民みんなでめざすべき目標として共通目標を掲げることも大切である。

一方、行政の取組みとしては、耐震性が不足する危険な住宅を減らすための目標など、共通目標とは別に、個別に進行管理・評価できるような具体的な目標を設定することも、着実な耐震化の促進のために必要である。

したがって、本計画では、市民みんなでめざす共通の大きな目標と、耐震性が不足する住宅・建築物を減らすための具体的な目標という2段階の目標を掲げ、耐震化促進のための取組みを進めていく。

### 3-1 目標耐震化率「豊中みんなでめざそう値」

市民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を市民・事業者・行政が一丸となって進めていくため、新築や建替え、耐震改修、除却など様々な手法により、市民みんなでめざすべき耐震化率の目標として「豊中みんなでめざそう値」を次のように設定する。

① 住宅の耐震化率：平成 37 年度(2025 年度)までに 95%

② 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化率：平成 32 年度(2020 年度)までに 95%

③ 市有建築物 (対象は非木造で2階以上または延べ面積 200 m<sup>2</sup>超の建築物)

学校施設の耐震化率：平成 29 年度(2017 年度)までに 100%

市有建築物の耐震化率：平成 32 年度(2020 年度)までに 100%

### 3-2 住宅の耐震化の目標設定

住宅の耐震化率は、現状 82%に対し、平成 37 年度(2025 年度)に 95%とすることを目標とする。

住宅の耐震化がこれまでと同様のペースで進んだ場合、平成 37 年度(2025 年度)の住宅の耐震化率は 89%まで上昇する。これを 95%まで引き上げることを目標とし、その達成のための耐震化施策を展開する。

	現状 (平成27年度(2015年度))	目標年次(平成 37 年度(2025 年度))	
		トレンド(経年的な傾向) からみた推計値	目標値(95%)
<b>住宅</b>	総数 164.7 千戸 耐震性を満たす 134.4 千戸(82%) 耐震性が不十分 30.3 千戸(18%)	総数 173.5 千戸 耐震性を満たす 154.6 千戸(89%) 耐震性が不十分 18.9 千戸(11%)	総数 173.5 千戸 耐震性を満たす 164.8 千戸(95%) 耐震性が不十分 8.7 千戸( 5%)
<b>持家戸建住宅</b>	総数 40.4 千戸 耐震性を満たす 29.2 千戸(72%) 耐震性が不十分 11.2 千戸(28%)	総数 41.3 千戸 耐震性を満たす 35.9 千戸(87%) 耐震性が不十分 5.4 千戸(13%)	総数 41.3 千戸 耐震性を満たす 39.2 千戸(95%) 耐震性が不十分 2.1 千戸( 5%)
<b>共同住宅等</b>	総数 124.3 千戸 耐震性を満たす 105.2 千戸(85%) 耐震性が不十分 19.1 千戸(15%)	総数 132.2 千戸 耐震性を満たす 118.7 千戸(90%) 耐震性が不十分 13.5 千戸(10%)	総数 132.2 千戸 耐震性を満たす 125.6 千戸(95%) 耐震性が不十分 6.6 千戸( 5%)

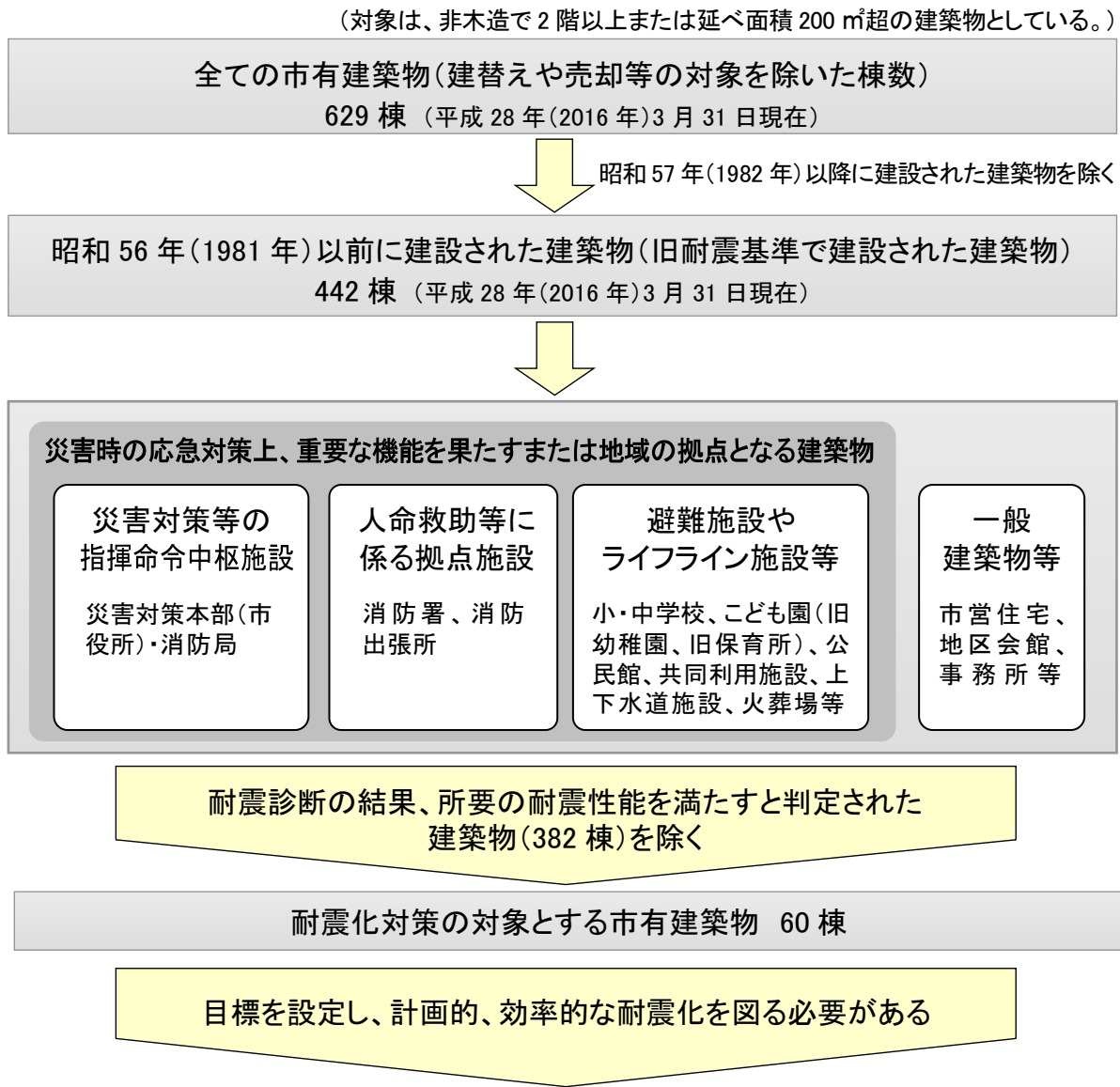
### 3-3 多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化の目標設定

多数の者が利用する建築物(民間)の耐震化率は、現状 92%に対し、平成 32年度(2020年度)に 95%とすることを目標とする。

	現状 (平成27年度(2015年度))	目標年次 (平成32年度(2020年度))
多数の者が利用する建築物(民間)	総数 1,956 棟 耐震性を満たす 1,801 棟 (92%) 耐震性が不十分 155 棟 (8%)	目標値 95%
1. 応急対策上、地域の拠点となる建築物 病院、診療所等	総数 47 棟 耐震性を満たす 43 棟 (91%) 耐震性が不十分 4 棟 (9%)	目標値 95%
2. 不特定多数の者が利用する建築物 百貨店、マーケット、ホテル、旅館等	総数 158 棟 耐震性を満たす 138 棟 (87%) 耐震性が不十分 20 棟 (13%)	
3. 特定多数の者が利用する建築物 私立学校、老人ホーム、事務所、工場等	総数 526 棟 耐震性を満たす 494 棟 (94%) 耐震性が不十分 32 棟 (6%)	
4. 共同住宅等 共同住宅・寄宿舍等	総数 1,225 棟 耐震性を満たす 1,126 棟 (92%) 耐震性が不十分 99 棟 (8%)	

### 3-4 市有建築物の耐震化の目標設定

本市の所有する建築物については、以下に示す考え方に沿って耐震化に取り組む。



#### ■市有建築物の耐震化の目標

- ・ 学校施設は平成29年度(2017年度)までに 耐震化率100%
- ・ 市有建築物は平成32年度(2020年度)までに 耐震化率100%

#### ■市有建築物の耐震化の進め方

- ・ 建築物の用途により災害時に果たす機能や耐震性能等を踏まえて総合的に整理し、計画的に耐震化を推進する。
- ・ 市有財産の有効活用の観点から、長期的に活用を図る建築物については耐震改修を実施し、改修を実施しても老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化の検討を行い、建替え等により耐震化を推進する。
- ・ 耐震改修を進める際には、関係課との連携のもとに庁内調整を図り、総合的、計画的に推進する。

## 4. 目標達成のための具体的な取組み

### 4-1 確実な普及啓発

#### 4-1-1 木造住宅の所有者に対する普及啓発

耐震化促進にあたっては、所有者本人が、耐震化に対する理解を深め、我が身のこととして捉えるような確実な普及啓発を進める必要がある。

これまで、本市では、「大阪府まちまるごと耐震化支援事業(以下「まちまる支援事業」という。)」により、市内全域を対象に耐震補助制度の案内をポスティングすること(まちまるローラー作戦)で、耐震補助事業の普及啓発を行ってきた。

今後は、より一層、所有者が耐震化の重要性を理解し取組みを進められるよう、次のような普及啓発活動を行う。

- 耐震化の意識の高い地域や優先的に耐震化を図る必要のある地域などを重点的に戸別訪問や出前講座を行う。
- 昭和56年(1981年)以前の木造住宅の所有者に対し、耐震化の必要性を示すチラシや耐震補助制度の概要についてダイレクトメール等により案内を行う。
- 戸別訪問やダイレクトメール等を実施後も耐震化を働きかけるなど、確実な普及啓発を行う。
- まちまる支援事業を活用し、地元自治会などと連携を図りながら、地域の防災活動メニューのひとつとして、耐震化が取り込まれるよう啓発を行う。

#### 4-1-2 多数の者が利用する建築物(民間)の所有者に対する普及啓発

多数の者が利用する建築物(民間)は被害が生じた際に利用者や周辺へ与える影響が大きいことから、所有者が耐震化の重要性を理解し取組みを進められるよう、戸別訪問やダイレクトメール等で耐震化を働きかけることにより確実な普及啓発を行う。

また、耐震改修促進法に基づく各種認定制度を活用し建築物の耐震化を促進する。

- 耐震改修計画の認定(法第17条)  
認定を受けた計画に係る建築物については、既存不適格建築物の制限の緩和など建築基準法の規定の緩和・特例措置を受けられるもの。
- 建築物の地震に対する安全性の認定(法第22条)  
耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できるもの。
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第25条)  
耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、耐震改修を行う場合の決議要件を緩和するもの。

### 4-1-3 相談しやすい窓口の整備

---

- 木造住宅耐震相談コーナーの充実等、相談しやすい窓口を整備する。
  - ・開催回数を増やすことや本庁舎以外の場所での開催を行う。
  - ・耐震相談コーナーでよくある質問や回答の内容をホームページ等で紹介する。
  - ・シェルター模型等の展示により耐震改修を身近に感じてもらう。
- 耐震補助制度の出張説明会の開催を検討する。
- 身近で安心して相談ができる体制について、大阪府及び建築関係団体と連携しながら、体制の整備を検討する。
- (一財)大阪建築防災センター(大阪市中央区谷町3丁目)に、大阪建築物震災対策推進協議会の支援により「耐震診断・改修相談窓口」が開設されており、この相談窓口を案内するなど有効に活用する。

### 4-1-4 広報、ホームページ、パンフレット等の活用による情報提供の充実

---

- 広報誌の掲載回数を増やすことやホームページ等の掲載内容をより一層充実させることで普及啓発を行う。
- 本市で耐震改修補助を行った耐震改修工事の実例について、工事費や工事期間などを写真も合わせてホームページで紹介する。
  - ・住宅の所有者は、年齢、家族構成、収入などが異なり、将来の住まい方もそれぞれの選択がある。
  - ・住まい手の考え方によって、耐震化の方法が選択できることで、耐震改修工事を身近に感じてもらう。
- 「建築物防災週間」や「防災セミナー」等、防災に関する諸行事を活用して情報提供を行い、普及啓発に努める。
- 出前講座を活用し、普及啓発を行う。
- 耐震補助制度のチラシやポスターの設置場所の拡充をすることで普及啓発を行う。(図書館や出張所などの市有施設、店舗など)。
- 「わが家の防災マップ【防災マニュアル保存版】」[2015年7月改訂]を活用し、防災意識を高めることで、耐震化への意識を高める。
- 耐震化に関する情報をわかりやすく伝えるためには、耐震性が不足している木造住宅の所有者に高齢者が多いことなどから、所有者の属性に応じたきめ細やかな周知方法を検討する。

### 4-1-5 防災教育の推進

---

豊中市地域防災計画に基づき、本市の次世代を担う子どもたちやボランティア活動に積極的に参加する人、百貨店やスーパーマーケット・文化ホール等の事業所等に出入り・勤務する人々を対象に、防災に関する知識・能力の向上を図り、社会全体の防災力を向上させることを目的とした地震防災対策を含む防災教育を推進する。



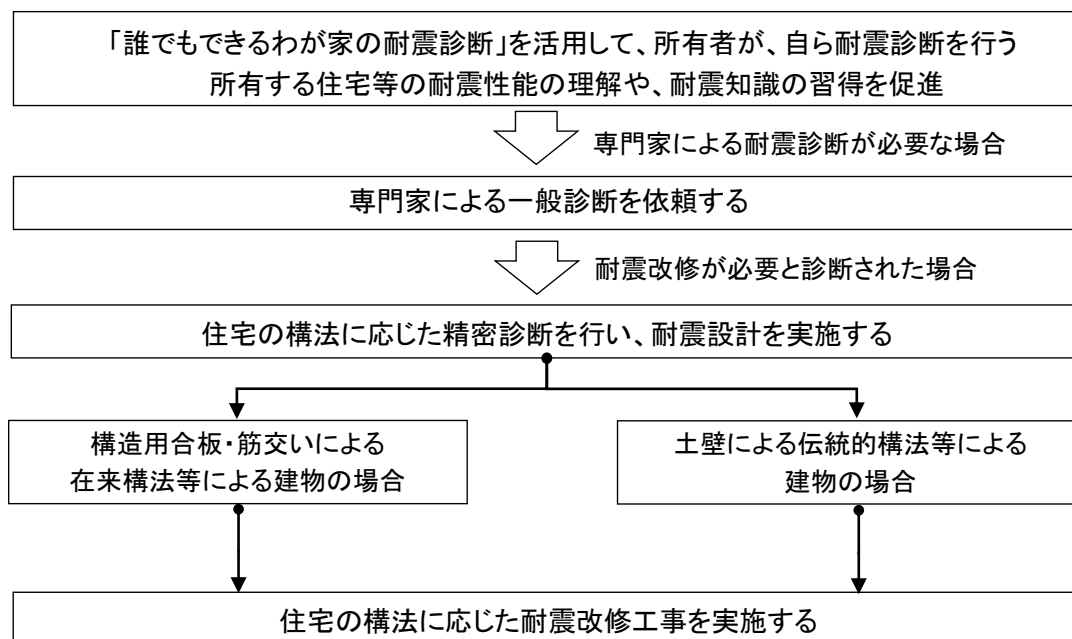
## 4-1-6 所有者・建物に応じた耐震改修工法・手法の普及

### (1) 住宅の構法に応じた耐震改修工事の普及

耐震改修を促進していくためには、建物の所有者等がその必要性を十分に理解することが重要であり、耐震改修に関する啓発を行うとともに、「誰でもできるわが家の耐震診断(監修:国土交通省住宅局、編集:一般財団法人日本建築防災協会)」の活用促進に努める。

木造建築物については、在来構法や伝統的構法等の構造特性の違いにより耐震性能も異なるため、その構法に応じた補強を実施し、経済的な耐震改修工事を促進するような情報提供を行う。

#### 耐震診断・耐震改修工事までのフロー



### (2) 効果的な耐震改修工事の事例紹介

構造用合板や筋交いによる壁の補強や、基礎の補強、屋根の軽量化といった従来の方法による補強方法だけでなく、近年、耐震改修における様々な技術開発が行われており、代表的な補強方法について、市民が耐震改修工事をする際の有効な情報として提供する。

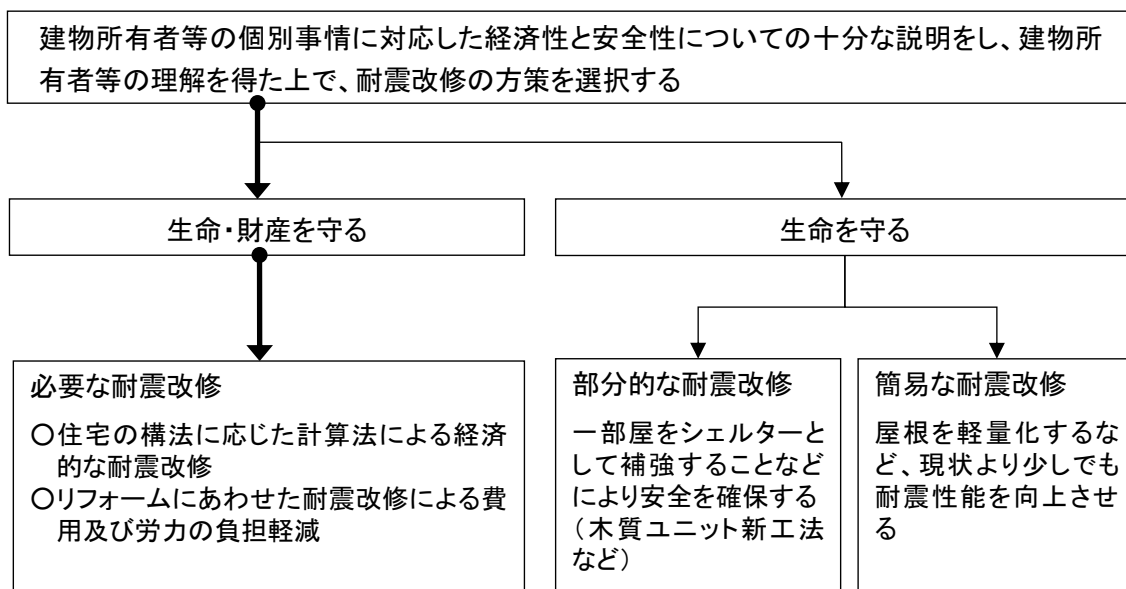
### (3) 経済的な耐震改修工事等の方策の促進

耐震改修工事を実施する際、建物所有者等と設計者及び施工業者が相談し、所有者等が改修内容等を十分理解したうえで、個々の事情に応じた耐震改修を行うことが重要であり、次のような普及啓発を行う。

- 戸建や長屋等の住宅形式やライフスタイルに応じた経済的な耐震改修工事を促進するため、住宅の構法(在来構法、伝統的構法等)に応じた計算法の採用による経済設計や、多様な耐震改修工法について普及啓発を図る。
- リフォーム事業者団体等と連携して、リフォームにあわせた耐震改修工事への誘導を促進し、耐震改修工事にかかる費用及び労力の負担の軽減を図る。

生命・財産を守る耐震改修を基本とするが、建物所有者等の事情により、建物全体の耐震改修が困難で、「生命だけは守りたい」という意向がある場合は、経済性と安全性についての理解を得た上で、建物倒壊による生命の危険を現状より低減するための部分的または簡易な耐震改修を促進する。

### 耐震改修方策の選択フロー



#### 4-1-7 昭和56年(1981年)6月以降(新耐震基準)の木造住宅の耐震化等の普及啓発

阪神・淡路大震災では、昭和56年(1981年)6月以降の新耐震基準の木造住宅の一部においても倒壊等が発生している。そのため、昭和56年(1981年)6月以降の木造住宅についても、メンテナンスを実施し性能を維持していくことが大切であり、特に建築基準法の構造規定が改正された平成12年(2000年)以前の木造住宅については、耐震化の普及啓発を検討する。

## 4-2 耐震化に向けた効果的な支援

### 4-2-1 耐震補助制度の概要

#### (1) 既存民間建築物耐震診断補助 [平成9年(1997年)11月から]

災害に強いまちづくりをめざす施策の一環として、旧耐震基準で建築された建築物の「耐震診断」を積極的に進めていくため、耐震診断費用の一部を補助する。

豊中市既存民間建築物耐震診断補助制度の概要

		概要
補助対象建築物		<p>原則として昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたもので、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア)(イ)又は(ウ)に該当する建築物を除く住宅(一戸建て住宅、店舗等併用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅)、長屋住宅、共同住宅を含み、現に居住しているものに限る。以下同じ)</p> <p>(イ)耐震改修促進法(平成7年法律第123号。平成25年改正法律第20号)第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物で現に使用しているもの(同法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物を除く。)</p> <p>(ウ)豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(平成20年3月策定)に定められた緊急輸送道路の沿道建築物のうち耐震改修促進法施行令(平成7年政令第429号)第4条に規定する建築物(耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物を除く。)</p>
補助対象者		補助対象建築物の所有者(区分所有建築物の場合は管理組合)
補助の内容	①上記(イ)、(ウ)に掲げる建築物	<p>100万円を限度額として、耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1。ただし、耐震診断及び予備診断に要した費用は次に掲げる額を限度とする</p> <p>ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり2,000円として計算した額</p> <p>イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,500円として計算した額</p> <p>ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,000円として計算した額</p>
	②住宅	1戸当たり25,000円として計算した金額と①の規定により算出した額のいずれか低い方の額を限度とする
	③木造住宅	耐震診断に要した費用の10分の9。ただし、1戸当たり45,000円として計算した額と床面積1㎡当たり1,000円として計算した額のいずれか低い方の額を限度とする

(2) 木造住宅耐震設計補助 [平成 25 年度(2013 年度)から]

地震による人的、物的な被害の軽減を図ることを目的に、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震設計にかかる費用の一部を補助する。

豊中市木造住宅耐震設計補助制度の概要

		概要
補助対象建築物		原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けて建築された地階を除く階数が 2 以下の木造住宅で、現に居住しているもの又はこれから居住するもの
補助対象 耐震改修計画		木造住宅の耐震改修の計画が、次のいずれかに該当するもの ア. 耐震診断結果の数値が 1.0 未満の場合、耐震改修工事後の当該数値を、1.0 以上まで高めるための計画 イ. 耐震診断結果の数値が 0.7 未満の場合、耐震改修工事後の当該数値が 0.7 以上、又は、2 階建て住宅の 1 階部分の数値が 1.0 以上となる計画 ウ. 限界耐力計算を用いた耐震診断の結果、最大応答変形角が 1/15 を超える場合、耐震改修工事後の最大応答変形角が 1/15 以下とするための計画
補助対象者		補助対象建築物の所有者 ただし、所有者の前年の所得が 1,200 万円を超える場合は補助の対象外
補助 の 内 容	補助対象経費	耐震設計(耐震改修計画の作成)に要した費用
	補助額	耐震設計(耐震改修計画の作成)に要した費用の額の 10 分の 7 と 10 万円の うちいずれか少ない額

(3) 木造住宅耐震改修補助 [平成 20 年度(2008 年度)から]

地震による人的、物的な被害の軽減を図ることを目的に、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震改修にかかる費用の一部を補助する。

豊中市木造住宅耐震改修補助制度の概要

		概要
補助対象建築物		原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けて建築された地階を除く階数が 2 以下の木造住宅で、現に居住しているもの又はこれから居住するもの
補助対象耐震改修工事		<p>1. 耐震診断結果の数値(構造耐震指標を示す数値)が 1.0 未満の木造住宅について、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア. 耐震改修工事後の当該数値を 1.0 以上まで高めるための工事</p> <p>イ. 耐震診断結果の数値が 0.7 未満の場合、耐震改修工事後の結果の数値が 0.7 以上、又は、2 階建て住宅の 1 階部分の数値が 1.0 以上となる工事</p> <p>ウ. シェルターの工法</p> <p>国土交通省又は一般財団法人日本建築防災協会及びその他の公的機関(一般財団法人日本建築総合試験所、大学等の研究機関等)において、性能等(地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守ることができる居住空間の安全性)が確認された工法</p> <p>2. 限界耐力計算を用いた耐震診断の結果、最大応答変形角が 1/15 を超える木造住宅について、耐震改修工事後の最大応答変形角が 1/15 以下とするための工事</p>
補助対象者		補助対象建築物の所有者 ただし、所有者の前年の所得が 1,200 万円を超える場合は補助の対象外
補助の内容	補助対象経費	耐震改修工事に要した費用(耐震設計補助金の交付を受けていない場合は耐震改修工事のための設計委託費用を含む)
	補助額	耐震改修工事に要した費用の額の 2 分の 1 と※70 万円(ただし長屋又は共同住宅については※70 万円に戸数を乗じて得た額)のうちいずれか少ない額とする。 ※世帯所得が一か月当たり 21.4 万円以下の場合 70 万円が 90 万円。 また、所有者の前年の市民税の所得割の額が 304,200 円以上の場合 70 万円が 40 万円 ※平成 28 年度は補助額の 30 万円上乗せを実施しており、70 万円、90 万円は上乗せ後の額

#### (4) 震災対策木造住宅除却補助制度 [平成 26 年(2014 年)9 月から]

地震による人的、物的な被害の軽減を図ることを目的に、耐震性が不足している木造住宅の除却工事にかかる費用を補助する。

豊中市震災対策木造住宅除却補助制度の概要

		概要
補助対象建築物		原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けて建築された耐震性が不足(耐震診断結果の数値が 0.7 未満又は「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果 7 点以下)している地階を除く階数が 2 以下の木造住宅
補助対象者		補助対象建築物の所有者 ただし、所有者の前年の市民税の所得割の額が 304,200 円以上又は資産が 1,000 万円を超える場合は補助の対象外
補助内容	補助対象経費	除却工事に要した費用
	補助額	除却工事に要した費用と 40 万円(区分所有建築物である長屋住宅については 1 戸当たり 40 万円)のうちいずれか少ない額

#### 4-2-2 耐震補助制度の拡充と新たな制度の検討

耐震改修工事につながらない大きな理由の 1 つに「耐震改修工事に費用がかかるから」があげられている。耐震診断により、耐震性を把握することも重要であるが、耐震性が不足している建築物については、耐震改修等により耐震化を図ることが必要である。

特に耐震性が不十分な割合が高い木造住宅の耐震化を促進するため、現行の耐震補助制度の充実及び耐震化率の向上につながる耐震補助制度の拡充を検討する。

また、国の補助制度の活用を図り、大阪府と連携して新たな支援制度を検討する。

#### 4-2-3 耐震診断技術者や耐震改修工事施工者の登録制度

耐震診断・改修等を行う場合に、耐震診断技術者や耐震改修工事施工者を選択することができるような登録制度等による情報提供を検討する。

#### 4-2-4 耐震補助申請の簡略化

耐震診断、耐震設計、耐震改修の補助申請について、複数の補助申請をまとめて申請(パッケージ申請)することで、申請書類の簡略化や申請期間の短縮など申請者の負担軽減が図れるような仕組みを検討する。

#### 4-2-5 リフォーム等にあわせた耐震改修の誘導

---

耐震改修の実施にあたっては、増改築やリフォームにあわせて行うことが、次のような点で有効である。

- 居住者による工事の動機付けになりやすい。(リフォームの際に耐震改修も行う。)
- 内装等にかかるコストが軽減する。(リフォーム部分の内装・床・壁等の改修費用が1回で済む。)
- 工事中の不便さが我慢できやすい。(リフォームの意向があるので、ある程度我慢できる。)

そのため、リフォーム等にあわせた耐震改修が市場において適切に普及するよう、大阪府及び関係団体とも連携を図りながら、次のような啓発・誘導に努める。

- 市の耐震施策のホームページに、大阪府及びリフォーム団体のホームページをリンクさせる。
- 市の耐震パンフレットや防災マップと、大阪府及びリフォーム団体のパンフレットを窓口に配架する。
- リフォームにあわせた耐震改修のメリット等をPRするために、大阪建築物震災対策推進協議会等が作成したパンフレットを、窓口で相談者への説明資料として活用する。
- リフォームにあわせた耐震改修の事例を、市のホームページに掲載する。
- リフォームの機会にあわせて、建物所有者に耐震診断の実施を促す。
- 大阪建築物震災対策推進協議会等が主催するセミナーや講習会への参加を呼びかけ、リフォームにあわせた耐震改修を行う事業者等の育成及び建物所有者向けの啓発を進める。
- 建築関係団体等の実施するイベントにあわせたPRや相談会を実施する。

#### 4-2-6 住宅ローンや保険制度の拡充等、関係機関との連携

---

耐震化された住宅の購入や耐震リフォームにかかるローンの金利優遇などの検討を金融機関へ、また、耐震改修を行った住宅への地震保険の保険料率の優遇などの検討を保険会社へ大阪府と連携して働きかけることを検討する。

## 4-3 地域特性に着目した施策の展開

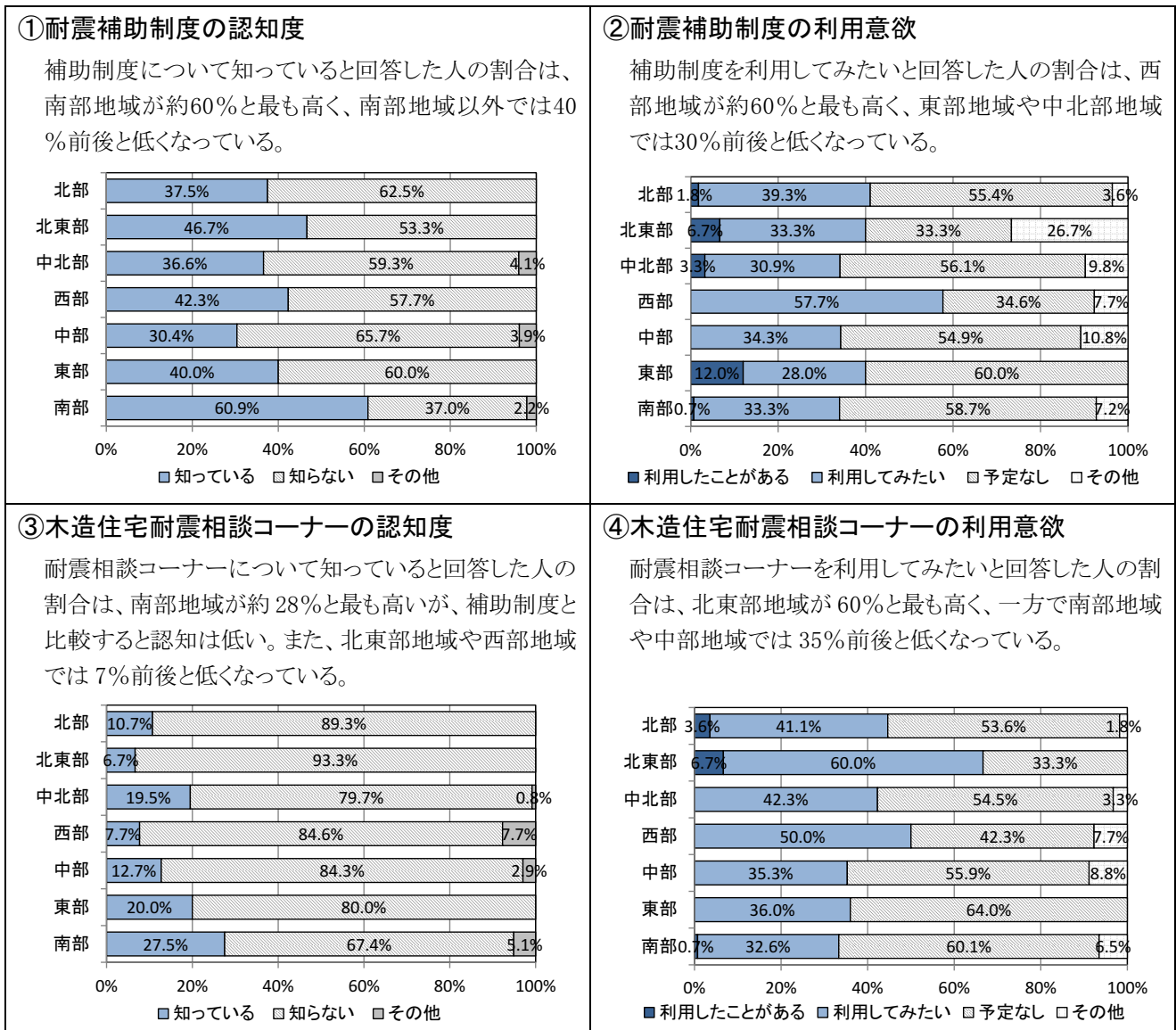
### 4-3-1 地域特性に応じた耐震化の促進

昭和56年(1981年)以前建築の木造住宅所有者に対するアンケートの調査結果(平成28年(2016年)8月実施)では、耐震補助制度や木造住宅耐震相談コーナーの認知状況や利用意欲について地域ごとに違いが見られた。

例えば、木造住宅耐震相談コーナーの認知度は全市的に低いものの利用意欲は比較的高く、とりわけ北東部地域では認知度が約7%に対して利用意欲が約60%と高くなっている一方で、南部地域では認知度が約28%に対して利用意欲が約33%と低くなっている。

今後は、耐震補助制度や木造住宅耐震相談コーナーの利用意欲が高い地域においては利用を促進させるような啓発活動を、また、認知度が低い地域においては制度の普及啓発を行うなど、地域の実情に応じた広報活動を行い、地域特性に応じた施策展開を進める。

地域ごとの耐震補助制度や木造住宅耐震相談コーナーに対する認知度・利用意欲





### 4-3-2 南部地域における耐震化の取組み

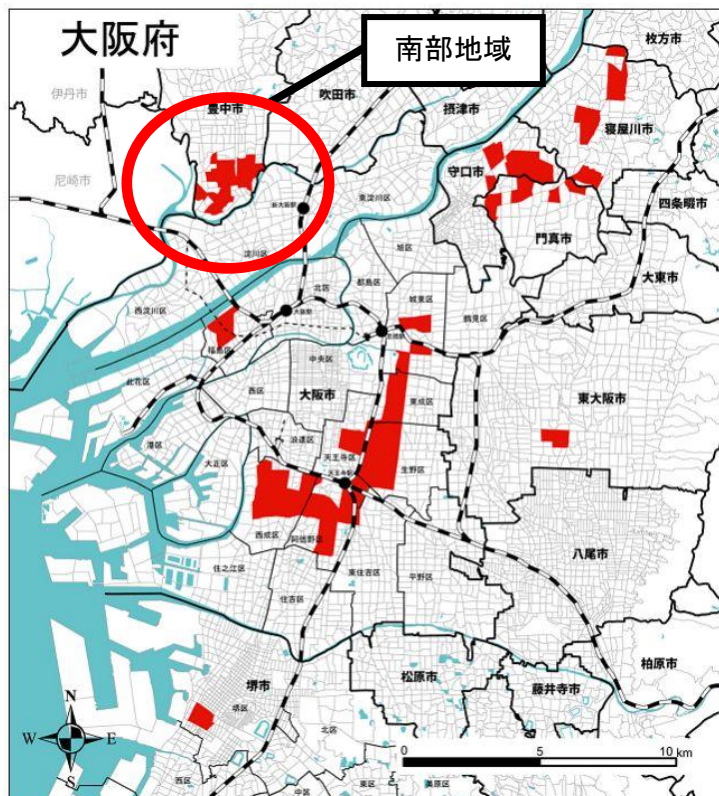
南部地域である庄内・豊南町地区においては、高度経済成長期に都市基盤が未整備なまま木造賃貸住宅等が集中して建築され、急激に市街化が進行することによりいわゆる密集市街地が形成された。

本市では、これまでに道路・公園の整備等、住環境の改善と防災性の向上に取り組んできたものの、阪神・淡路大震災では大きな被害を受けており、近い将来に発生が危惧される大規模な地震時等には甚大な被害が懸念される。また、南部地域には、平成24年(2012年)10月に国より公表された「地震時等に著しく危険な密集市街地」が含まれており、災害に強いまちづくりに向けた取組みを行う必要性がさらに高まっている。

そのため、平成25年度(2013年度)より庄内・豊南町地区を対象として防災街区整備地区計画を都市計画決定し、建物を建築する際には準耐火建築物以上とすることで不燃化を進めてきた。

また、市全域を対象としている住宅等の耐震補助制度に加え、庄内・豊南町地区で昭和56年(1981年)5月以前に建築された木造住宅等除却費補助制度を設け、災害に強いまちづくりに取り組んできた。

今後は、耐震化を進め耐震基準に合った建物へ誘導するとともに、築年数の経過した長屋住宅や文化住宅が多いといった地域の特性を踏まえ、建物の除却を契機として土地利用の更新を誘導することにより、まち全体の耐震化と市街地の不燃化をめざす。



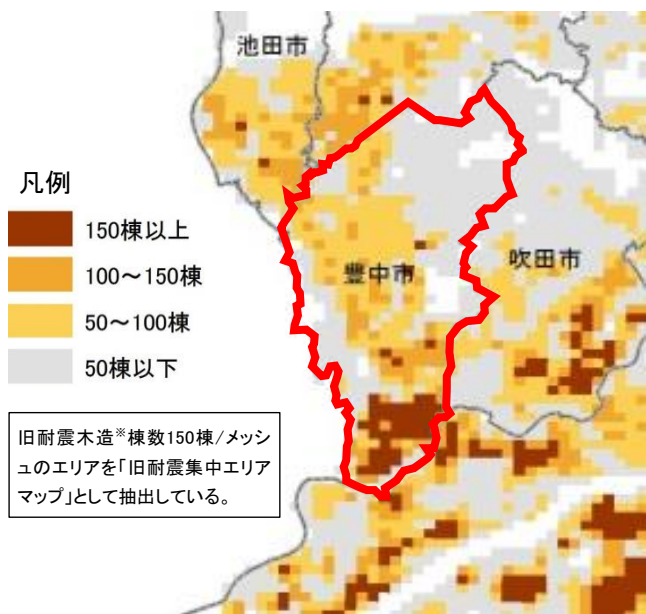
地震時等に著しく危険な密集市街地

(出典:住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(平成28年))

### 4-3-3 市街地特性に応じた耐震化への取組み

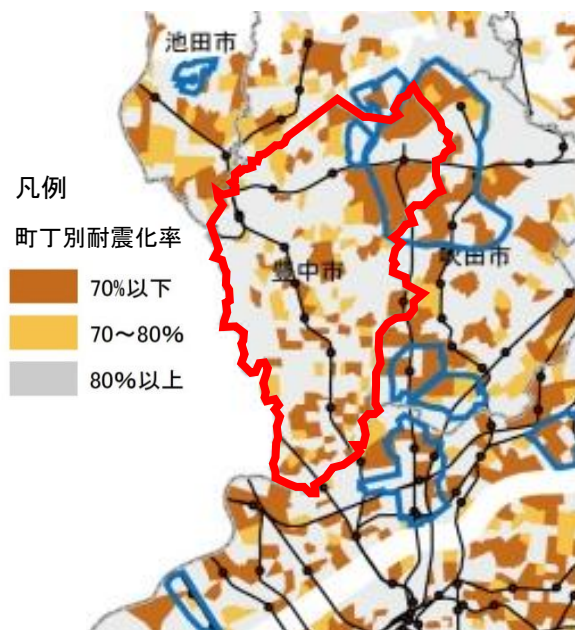
地域特性や市街地特性、建築物の特性に応じた対策を推進するため、地震による被害が拡大する可能性のある密集市街地、高齢化が著しく住宅・建築物の更新が進まない昭和56年（1981年）以前に大規模に開発された地域などから地区を抽出し、特性に応じた取組みによる検証を行う。

その結果を踏まえて、他地区への展開を図るなど、効率的かつ効果的な耐震化の促進に努めるとともに、必要に応じて関係部局と連携を図りながら、様々な方策を検討していく。



旧耐震基準集中エリアマップ(250mメッシュ)

※:旧耐震木造・・・昭和56年(1981年)5月以前の基準で建築された木造建築物



大規模開発団地における耐震化の状況マップ

(出典:住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪(平成28年))

## 4-4 市有建築物の耐震化への取組み

本市の市有建築物は総数で 629 棟(建替えや売却等の対象を除いた棟数)であり、旧耐震基準で建設された建築物の棟数は 442 棟である。全ての建築物で耐震診断は終了しており、耐震診断で所要の耐震性能を満たすと判定されたもの等を除いた 60 棟が耐震化の対象となる。平成 32 年度(2020 年度)末までに対象となる全市有建築物の計画的、効率的な耐震化に取り組む。

### (1) 耐震化の基本的考え方

市有建築物のうち、耐震化が必要な建築物については次のように耐震化を推進する。

- 建築物の用途により災害時に果たす機能や耐震性能等を踏まえて総合的に整理し、計画的に耐震化を推進する。
- 長期的な活用を図る建築物のうち、耐震改修を実施しても老朽化や機能面等から長期的な活用が難しい建築物については、複数施設の合築・集約化を行い、建替え等により耐震化を推進する。
- 耐震改修を進める際には、関係課との連携のもとに庁内調整を図り、総合的、計画的に推進する。
- 棟数算定対象外の小規模な建築物は、建替え予定等を除き今後とも利用する予定のある施設を耐震診断の対象とし、耐震性能が不足している建築物について計画的に耐震改修を実施するよう努める。(注:棟数算定対象は、非木造で 2 階以上または延べ面積 200 m<sup>2</sup>超の建築物としている)
- 非構造部材の落下物対策(天井の脱落防止等)、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図る。

### (2) 国庫補助事業の活用

国庫補助事業について、最大限の効果的な活用を図る。

## 5. 耐震化の促進への社会環境

### 5-1 耐震診断が義務化された対象建築物

改正耐震改修促進法に基づき、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する者が利用する建築物等のうち大規模なものについては、耐震診断義務化の対象となった(詳細は参考資料-2:多数の者が利用する建築物(特定既存耐震不適格建築物)の一覧表 参照)。

対象建築物の耐震診断結果の報告期限は平成 27 年(2015 年)12 月 31 日となっている。

また、大阪府が指定した耐震診断義務化対象路線(本市では、国道 176 号(大阪中央環状線以北)、国道 423 号、主要地方道大阪中央環状線が指定されている)の沿道にある昭和 56 年(1981 年)5 月 31 日以前に着工した建築物で、倒壊時に道路を閉塞させる可能性がある建築物は、耐震診断義務化の対象となった。

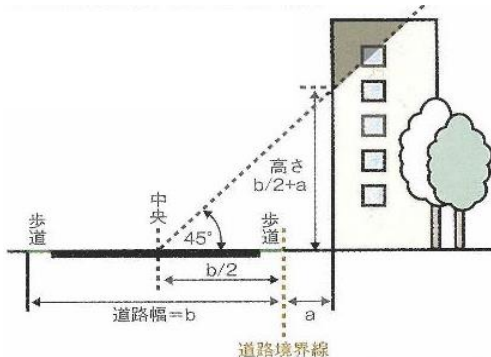
対象建築物の耐震診断結果の報告期限は平成 28 年(2016 年)12 月 31 日となっている。

これらの建築物は耐震診断については義務化対象であるが、改修については努力義務であるため、耐震性が不足する建築物の所有者に対して、耐震改修の必要性を啓発し、耐震化を促進する。

#### 耐震診断義務化対象路線で耐震診断が義務化となる建築物

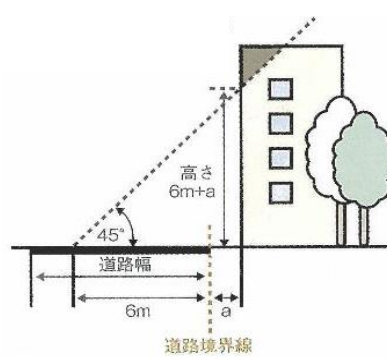
##### 【道路幅員が 12m を超える道路沿道の建築物】

高さが[道路幅の 1/2 + 建築物から道路境界線までの長さ]を超える建築物



##### 【道路幅員が 12m 以下の道路沿道の建築物】

高さが[6m + 建築物から道路境界線までの長さ]を超える建築物



### 5-2 緊急交通路・広域避難地周辺における取組み

緊急交通路・広域避難地周辺における建築物は、震災時の倒壊により応急活動や避難活動等に支障を生じさせるおそれがある。

そのため、緊急交通路・広域避難地周辺において、次のような取組みを推進する。

#### 緊急交通路・広域避難地周辺における取組み

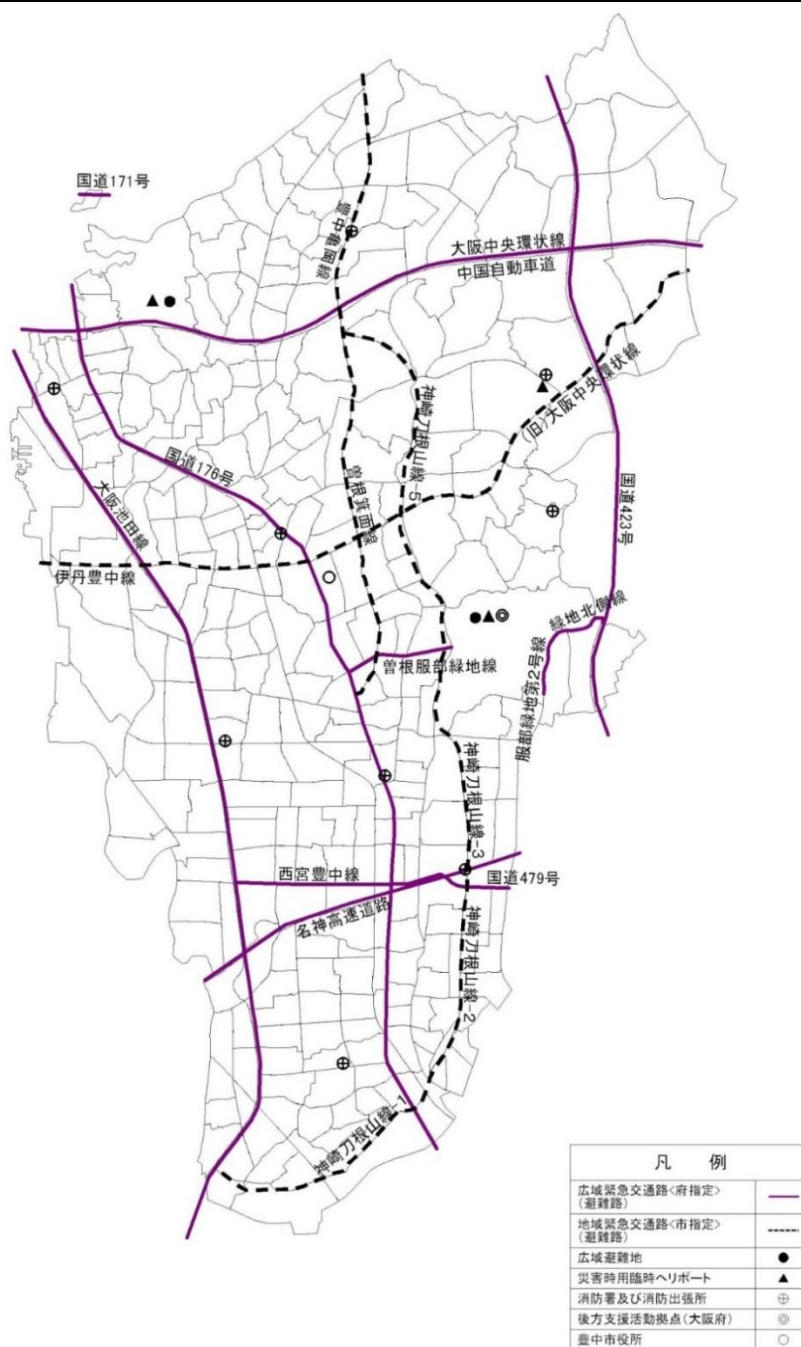
- 市の広報や防災訓練時等、あらゆる機会を通じて緊急交通路・広域避難地の周知・徹底を図るとともに、建築物の耐震化に関する情報提供の徹底を図る。
- 耐震診断・耐震改修を促進するよう建物所有者等へ文書・パンフレット等の送付により啓発を行う。



本市では、緊急交通路として次の道路を定めている。

### 緊急交通路の指定状況

	路線名
大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路	名神高速道路、中国自動車道、阪神高速道路(高速大阪池田線)、国道171号、国道176号、国道423号、主要地方道大阪中央環状線、国道479号・府道西宮豊中線(大阪内環状線)、主要地方道大阪池田線、市道緑地北側線・服部緑地2号線(寺内～服部緑地)、一般府道熊野大阪線(服部緑地～若竹町)、市道曾根服部緑地線(長興寺南～服部緑地)
豊中市地域防災計画で定めた地域緊急交通路	主要地方道伊丹豊中線・主要地方道旧大阪中央環状線(上新田～走井)、主要地方道豊中亀岡線・市道曾根箕面線(長興寺南～北緑丘)、市道神崎刀根山線(二葉町～上野坂)



緊急交通路位置図 (出典:平成27年度豊中市地域防災計画 資料編)

## 6. その他関連施策の促進

### 6-1 居住空間の安全性の確保

#### 6-1-1 家具転倒防止

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害が発生したり、転倒家具が障害となって延焼火災等からの避難が遅れるなどのおそれがある。

そのため、室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、家具固定や家具配置等の方法等について、パンフレット等により啓発を図る。

#### 6-1-2 防災ベッドや耐震テーブルの活用

地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保して命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用等について啓発を図る。

#### 6-1-3 感震ブレーカーの設置

地震による電気火災対策としては、感震ブレーカーが効果的であることから、電気火災の発生抑制のため感震ブレーカーの必要性などに関する啓発を図る。

### 6-2 非構造部材の安全対策

#### 6-2-1 ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策

##### (1) 窓ガラスや外壁材等

地震時には、市街地内のビルのガラスが割れ、道路に大量に落下し負傷者等が発生する事態が想定される。

このため、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ることや外壁の改修工事による脱落防止対策について普及啓発を行うとともに、脱落により危害を及ぼすおそれのある建築物の所有者には改善啓発を行うことなどを検討する。

##### (2) 屋外広告物等

地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し被害をもたらすことがないよう、防災査察時に所有者等に対して安全点検の実施や改善措置を講じるように指導する。また、設置者に対し屋外広告物の新規・変更・継続許可申請時に、適切な設計・施工や維持管理について確認し、屋外広告物の安全性の注意喚起を行う。

##### (3) 大規模空間を持つ建築物の天井

東日本大震災では、体育館など大空間を持つ一部の施設において、天井材の一部落下などが発生

し、人的、物的被害が発生した。これを受けて平成 26 年(2014 年)4 月に建築基準法関係法令が改正された。これにより、大臣が指定する「特定天井」について、大臣が定める技術基準に従って脱落防止対策を講ずべきことが定められるとともに、時刻歴応答計算等の構造計算の基準に天井の脱落防止の計算を追加する等の改正が行われた。

今後は、国の技術基準に適合していない特定天井については、脱落防止対策を行うよう普及啓発を実施するとともに、脱落により危害を及ぼすおそれのある施設の所有者または管理者には、改善指導を行うことなどを検討する。

## 6-2-2 ブロック塀等の安全対策

---

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会(大阪府)によると、地震発生時のブロック塀等の倒壊で、死者・負傷者が出るのが予想されている。

このため、パンフレットの配布等により、ブロック塀等の耐久性・転倒防止策等についての知識の普及に努めるとともに、危険なブロック塀等の所有者へ注意喚起、安全な改修工法の普及を促進する。

## 6-2-3 エレベーターの閉じ込め防止対策

---

### (1) 既設エレベーターに対する安全性の周知

定期検査等の機会に、現行基準に適合しないエレベーターの地震時のリスクや、地震時管制運転装置(地震の初期微動 P 波を感知し、エレベーターを最寄り階に緊急停止して扉を開く装置)の設置の有効性等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を促進する。

### (2) 適切な情報提供

パンフレット等により、建物所有者等にエレベーターの維持管理や地震時の対応方法等の情報を提供する。

## 6-3 長周期地震動の対応

---

平成 28 年(2016 年)6 月に国土交通省から技術的助言として示された「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について」を踏まえ、既存の超高層建築物等の所有者または管理者に対し、国・大阪府と連携してリーフレット等で周知を図るとともに、適切に対応する。

※対象となる「超高層建築物等」

- 高さ 60m を超える建物
- 免震装置が設置された地上 4 階建て以上の建築物

## 7. 推進体制の整備

目標の達成には、様々な分野の連携による施策の展開が必要なことから、関係部局を横断した体制づくりや、行政だけでなく、市民、事業者などが協働して取り組むことができる体制を整備する。

### 7-1 庁内等の連携

木造住宅については、所有者が高齢化していることや、今後は耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど様々な方法による耐震化の促進が必要なため、関係部局との連携を図る。

また、庁内全体の防災を取りまとめる危機管理部局や、市有建築物を所管する部局とも、耐震化に関連する事項を把握するため、十分に連携を図る。

### 7-2 大阪府との連携

多数の者が利用する建築物(民間)や耐震診断が義務となる大規模建築物、広域緊急交通路沿道建築物等については、耐震改修促進法に基づき大阪府と連携を図りながら、必要な指導、助言、指示、命令等を行うものとする。

また、耐震補助制度についての新たな支援の方法や市民への普及啓発方法についても、連携を図り検討する。

### 7-3 大阪建築物震災対策推進協議会との連携

公共・民間の団体が連携して大阪府内の建築物等の震災対策を支援するため、大阪建築物震災対策推進協議会が平成10年(1998年)に設立された。

これまで、各種講習会の開催、技術者の育成、耐震改修マニュアルの作成など耐震性向上に資する様々な事業に取り組んできた。

本市も所属している大阪建築物震災対策推進協議会における各事業は、民間団体の協力を得ながら実施しており、今後も引続き関係団体と連携を図りながら、事業推進に努める。

#### 主な事業内容

- 耐震診断・耐震改修相談窓口
- 技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催
- 所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士講習会による判定士の養成
- ビデオ、パンフレットの作成及び配布



## 7-4 関係団体との連携

---

木造住宅の耐震化促進については、事業者と連携してまちまる支援事業や自治会単位の出前講座等を行うほか、リフォームにあわせた耐震改修の普及活動等についても建築関係団体と連携を図りながら実施に努める。

また、市民が安心して耐震改修等を行うことができるような情報収集、発信、相談体制の強化のための連携を推進する。

## 7-5 自主防災組織、自治会等との連携

---

建物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要であることから、自主防災組織や地元自治会等と連携を図って、地域ぐるみの意識啓発や耐震診断等の実施に向けた取組みを行う。

## 参考資料

### 参考資料-1：阪神・淡路大震災における市域の主な被災状況

	概要
人的被害	死者 11 人(本市域での被災 9 人、宝塚市・西宮市での被災 各 1 人)、 行方不明者 0 人、負傷者 2,496 人(重傷者 101 人、軽傷者 2,395 人)
住家の被害	全壊 657 棟(3,030 世帯、5,510 人)、半壊 4,263 棟(12,751 世帯、25,999 人)、 一部損壊 30,256 棟(50,073 世帯、64,032 人)
非住家の被害	公共建築物 1 棟(南消防署の半壊)、その他 437 棟(半壊以上)
避難所での 収容状況	1 月 17 日 2,515 人、1 月 18 日 3,225 人、2 月 17 日 1,182 人、3 月 17 日 562 人、 4 月 17 日 142 人、5 月 17 日 81 人、6 月 4 日 60 人 6 月 4 日に避難所を閉鎖、7 月 10 日に待機所を閉鎖
応急仮設住宅 の状況	募集戸数 1,865 戸(応急仮設住宅 940 戸、民間住宅 80 戸、公的住宅 845 戸) 最大入居戸数 1,554 戸(応急仮設住宅 933 戸、民間住宅 74 戸、公的住宅 547 戸) * 公的住宅は、市域外の立地分も含む
被災証明発行 状況	107,468 枚(財務担当分)、2,525 件(産業経済担当分・事業所関係)
建物等危険度 判定調査	受付件数 4,409 件(重複 508 件を含む)、調査済み件数 3,901 件(処理率 100%)

(出典：阪神・淡路大震災 豊中市の記録 豊中市)

## 参考資料-2：多数の者が利用する建築物(特定既存耐震不適格建築物)の一覧表

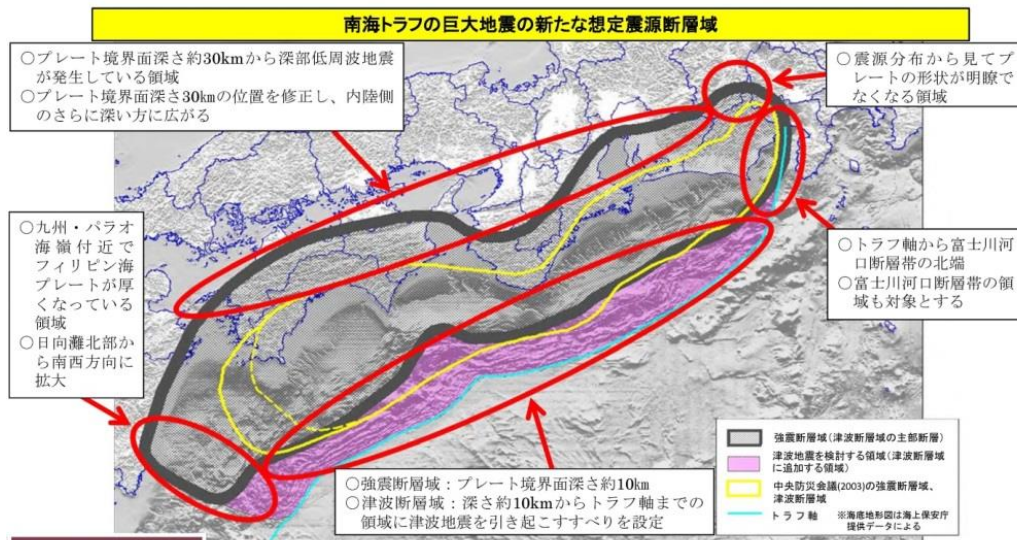
特定既存耐震不適格建築物、耐震改修促進法に基づく指示対象となる特定既存耐震不適格建築物、耐震診断義務付け対象建築物の要件は以下のとおり。

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数 1 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上

## 参考資料-3 : 地震による被害想定

### 参考資料-3-1 南海トラフで発生する地震

太平洋沖の南海トラフでは、定期的に地震が発生しており、近い将来に次の地震の発生が懸念されている。大阪府では大阪府防災会議に「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、平成 25 年(2013 年)に津波浸水想定区域や人的被害、建物被害想定などを発表した。



地震の規模(確定値)	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup> (約500km×約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km×約150km)	約6万km <sup>2</sup> (約400km×約140km)	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

### 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域

(出典:内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表資料)

#### (1) 市域の震度と建物被害の想定

南海トラフ巨大地震での震度は、震度 6 弱と想定されている。

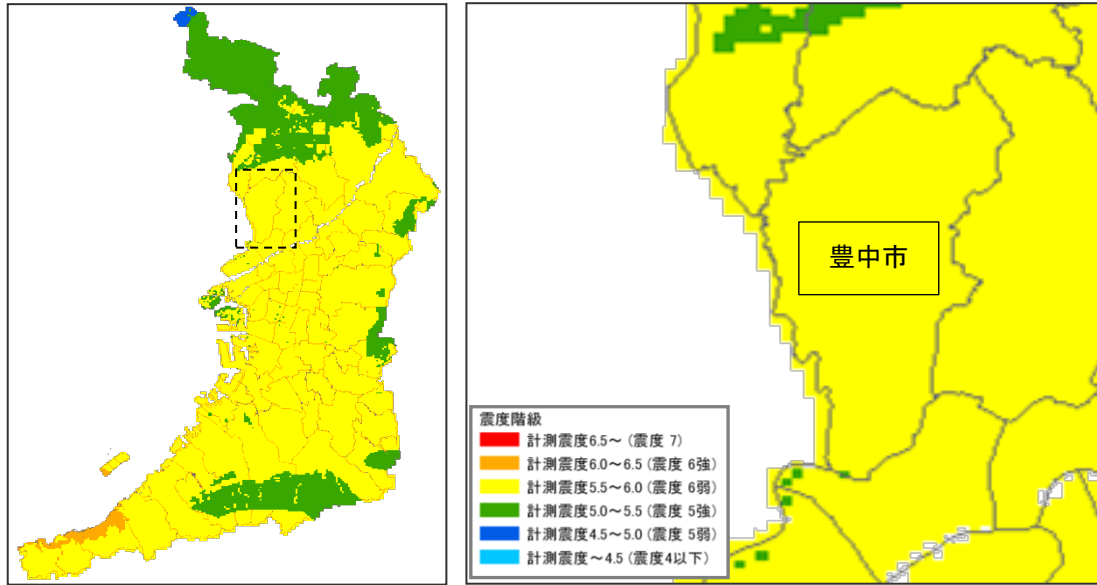
この地震による建物被害は、「全壊」は木造が大部分を占め合計で約 990 棟(1.9%)、「半壊」は木造が約 6,600 棟(12.7%)と想定されている。

#### 南海トラフ地震での建物被害の想定量

	全壊				半壊			
	木造		非木造		木造		非木造	
	棟数	全壊率	棟数	全壊率	棟数	半壊率	棟数	半壊率
揺れ	344	0.7%	51	0.2%	4,818	9.2%	336	1.3%
液状化	647	1.2%	18	0.0%	1,791	3.4%	1	0.0%
津波	0	0.0%	0	0.0%	12	0.0%	5	0.0%
急傾斜地崩壊	1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
地震火災 (冬・18 時、1%超過風速時を想定)	2 (※)							
合計	992	1.9%	69	0.3%	6,622	12.7%	342	1.3%
建物総数	木造		52,165		非木造		25,358	

(※) 被害棟数については、木造・非木造の区別がないため、合計値には合算しない。

(出典:大阪府南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定)



大阪府 震度分布図(豊中市拡大)

(出典:大阪府南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定)

(2) 建物被害による人的被害の想定

建物被害による人的被害は、最も多くなる場合で、死者が 24 人で、負傷者は 816 人(うち、重傷者は 86 人)と想定されている。

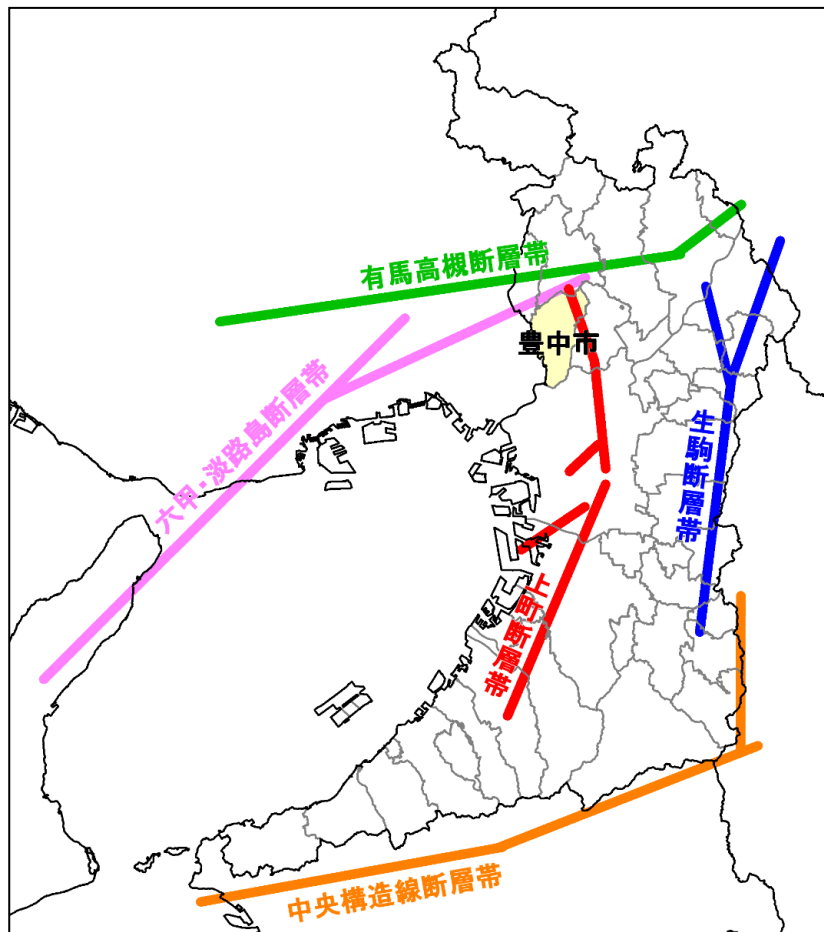
南海トラフ地震での建物被害による人的被害の想定量

	条件・定義	死者(人)	負傷者(人)	うち重傷者(人)
建物倒壊による被害	冬・18時	24	816	86

(出典:大阪府南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定)

## 参考資料-3-2 直下型地震の被害想定

内陸部の活断層で発生する直下型地震では、震源までの距離が短いために地表において大きな揺れが生じる。被害量については、豊中市地域防災計画(平成 27 年度改訂)より、上町断層系と有馬高槻構造線に関する想定結果を示す。



直下型地震の想定断層

(出典:大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(平成 19 年 3 月))

直下型地震では、上町断層系での被害(豊中市被害想定)が最も大きく、想定震度 6 弱～7、死者約 550 人、建物の全壊棟数約 19,700 棟と想定されている。

大阪府・豊中市の地震被害想定調査結果

想定地震の断層 区分		上町断層系		有馬高槻構造線	
		大阪府被害想定	豊中市被害想定	大阪府被害想定	豊中市被害想定
想定地震発生時の条件		冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速:2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速:2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速:2.4m 風速 8.0m	冬の夕刻 平日 18 時 晴れ 平均風速:2.4m 風速 8.0m
地震規模	マグニチュード (M)	7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7
	震度	6弱~7	6弱~7	5強~7	5強~7
建物被害	全壊棟数	16,154 棟	19,724 棟	4,890 棟	6,731 棟
	半壊棟数	13,637 棟	14,784 棟	7,037 棟	8,468 棟
出火件数		29 件(1 日間炎上出火) 37 件(3 日間炎上出火) 46 件(3 日全出火)	19 件(1 日間炎上出火) 49 件(3 日間炎上出火) 56 件(3 日全出火)	8 件(1 日間炎上出火) 10 件(3 日間炎上出火) 21 件(3 日全出火)	6 件(1 日間炎上出火) 4 件(3 日間炎上出火) 26 件(3 日全出火)
死傷者数	死者	472 人	548 人	83 人	133 人
	負傷者	4,951 人	4,332 人	3,419 人	3,950 人
罹災者数		160,800 人	184,378 人	74,249 人	93,854 人
避難所生活者数		46,633 人	53,470 人	21,533 人	27,218 人
ライフライン	停電軒数	128,447 軒		36,136 軒	
	ガス供給停止戸数	180,000 戸		96,000 戸	
	水道断水率	84%以上		51%以上	
	電話不通回線	59,200 回線		7,900 回線	

※ 大阪府の被害想定は、平成 19 年 3 月大阪府自然災害総合防災対策検討会議報告書  
 豊中市被害想定は、平成 20 年 2 月豊中市防災パンフレット作成業務報告書による。  
 なお、大阪府と豊中市との被害想定結果の相違は、地盤データの取得方法及びメッシュ区分、手法によるところ  
 が大きいと考えられる。



## 参考資料-4：住宅の耐震診断・改修に関するアンケート調査結果

### ■アンケート調査の概要

実施期間	平成 28 年(2016 年)8 月 15 日～平成 28 年(2016 年)8 月 31 日
対象	昭和 56 年(1981 年)以前建築の木造住宅所有者より無作為抽出
配布数	1,500 通
配布・回収方法	郵送(督促無し)
回収数	487 通 (回収率:32.5%)

### ■回答の結果

#### ○回答者属性

- ・回答者の属性は、60 歳以上（約 90%）、無職（70%以上）、単身または夫婦世帯（60%以上）、年収 250 万円未満（約 60%）が多くなっており、回答者像はおおむね高齢の夫婦または単身世帯であり、年金受給者が主となっている。
- ・アンケート対象となる建物は、おおむね自己の居住用（90%以上）としている戸建て住宅（90%以上）となっている。
- ・木造に代表される一般的な専用住宅などの住宅の耐震化において、昭和 56 年(1981 年)以前の木造住宅の所有者は、全体の約 9 割が 60 歳以上となっている。また、そのうち約 6 割が年収 250 万円未満となっている。
- ・木造に代表される一般的な専用住宅などの住宅の耐震化において、昭和 56 年(1981 年)以前の木造住宅の所有者は、全体の約 6 割が単身世帯もしくは夫婦のみの世帯となっている。また、そのうち約 6 割が年収 250 万円未満となっている。

#### ○豊中市の耐震化促進に関する取組みについて

- ・市の耐震補助制度は、回答者の半数以上が「知らない」と回答しており、同様に利用の希望については半数以上が「現段階で利用する予定はない」と回答している。ただし、「今後、利用してみたい」と希望する回答者（約 35%）が一定数見られる。
- ・耐震補助制度を知ったきっかけは「豊中市広報」が最も多く（約 65%）、次いで「チラシ」、「知人より」となっている。
- ・木造住宅耐震相談コーナーは、回答者の大部分（約 80%）が「知らない」と回答している一方で、利用希望者（約 40%）が一定数見られる。

#### ○所有の昭和 56 年(1981 年)以前に建築された建物について

- ・南海トラフ巨大地震の想定震度については約 8 割の回答者が「知っている」と回答している。
- ・アンケート対象となる建物の耐震性については、「耐震性の有無を知らない」または「耐震性が不足している」という回答者が約 9 割と大部分を占めている。
- ・耐震性の不足に対しては、「すぐには倒壊しない程度の耐震改修工事を行う（約 25%）」とともに「何もしない（約 23%）」との回答が多くなっている。
- ・耐震改修補助制度を利用した耐震改修工事については、「簡易な工事」であれば半数以上が「実施できる」と回答しており、「中程度の工事」であれば 3 割弱、「本格的な工事」であれば 1 割程度と実施可能な回答者が減少している。
- ・耐震改修工事を実施しない理由としては「将来住む人がいない」、「工事に費用がかかる」という理由が多く、次いで「被害が避けられない」という理由が挙げられている。
- ・耐震改修工事が可能となる工事期間や費用については、無回答が多くなっている。



○その他

- ・自由記述欄などでは、「年金生活者」であるなど費用を理由に耐震改修を行わない、もしくは行えないという意見が多く見られる。また、阪神・淡路大震災の際にある程度の費用で修復をしており、さらに耐震診断や耐震改修工事を行うことに対する抵抗感がある回答者も見られる。

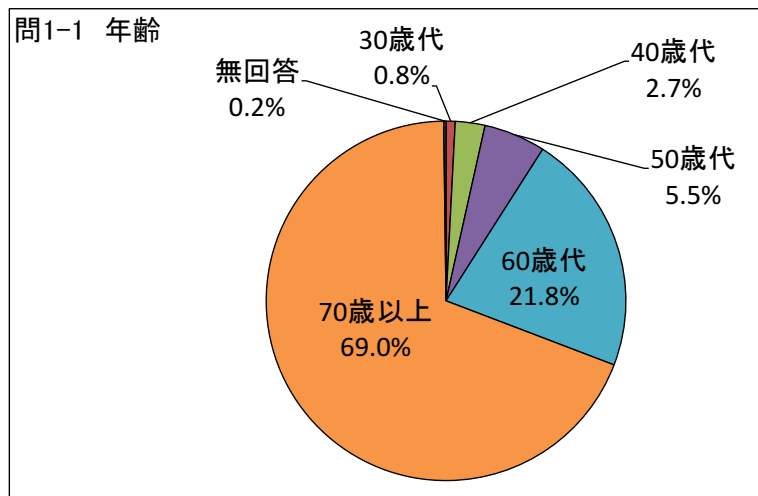
■集計結果

※四捨五入により構成率の合計が合致しないところがある。

I. 回答者属性

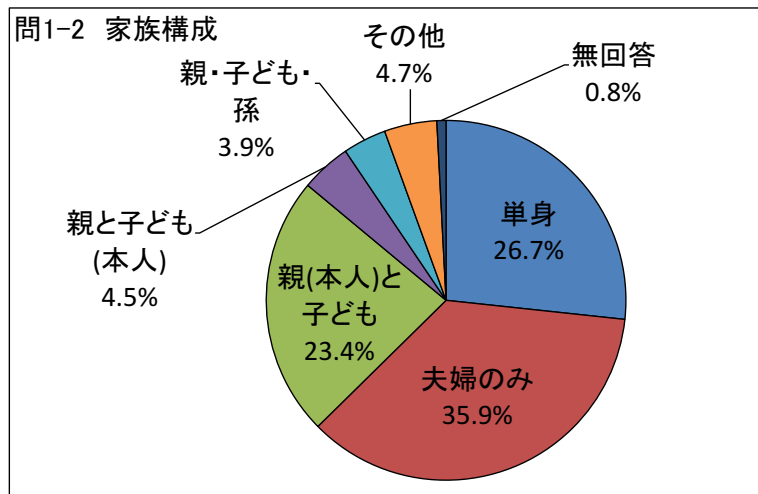
問 1-1 年齢

問1-1 年齢	件数	構成率
30歳未満	0	0.0%
30歳代	4	0.8%
40歳代	13	2.7%
50歳代	27	5.5%
60歳代	106	21.8%
70歳以上	336	69.0%
無回答	1	0.2%
合計	487	100.0%



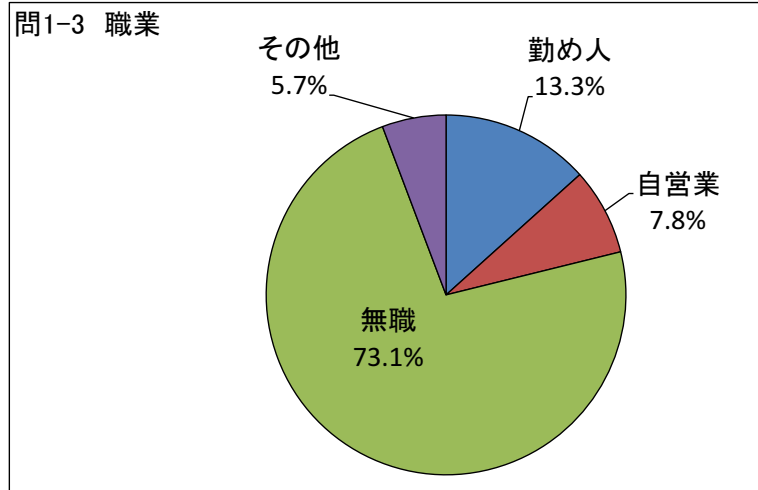
問 1-2 家族構成

問1-2 家族構成	件数	構成率
単身	130	26.7%
夫婦のみ	175	35.9%
親(本人)と子ども	114	23.4%
親と子ども(本人)	22	4.5%
親・子ども・孫	19	3.9%
その他	23	4.7%
無回答	4	0.8%
合計	487	100.0%



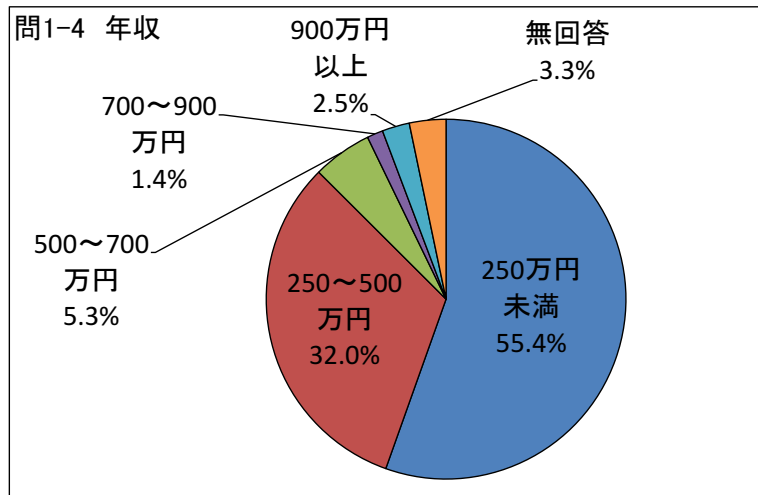
### 問 1-3 職業

問1-3 職業	件数	構成率
勤め人	65	13.3%
自営業	38	7.8%
無職	356	73.1%
その他	28	5.7%
合計	487	100.0%



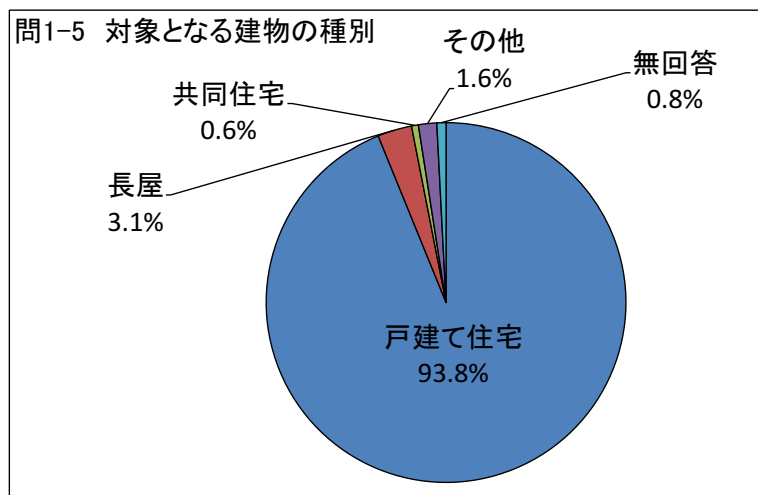
### 問 1-4 年収

問1-4 年収	件数	構成率
250万円未満	270	55.4%
250～500万円	156	32.0%
500～700万円	26	5.3%
700～900万円	7	1.4%
900万円以上	12	2.5%
無回答	16	3.3%
合計	487	100.0%



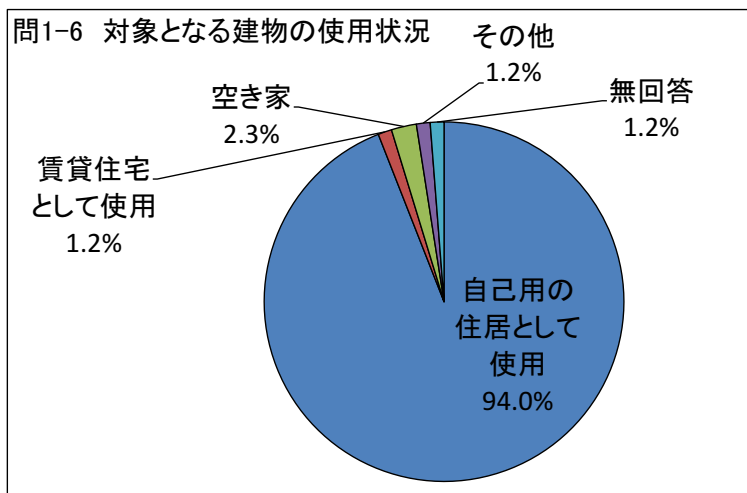
### 問 1-5 アンケートの対象となる建物の種別

問1-5 対象となる建物の種別	件数	構成率
戸建て住宅	457	93.8%
長屋	15	3.1%
共同住宅	3	0.6%
その他	8	1.6%
無回答	4	0.8%
合計	487	100.0%



問 1-6 アンケートの対象となる建物の使用状況

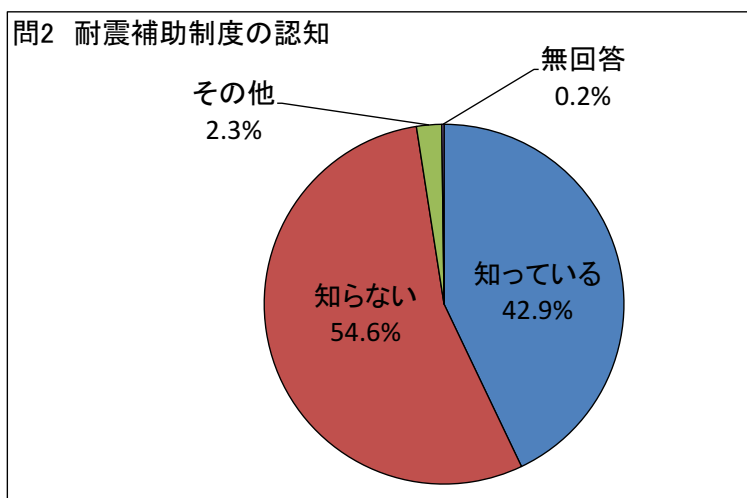
問1-6 対象となる建物の使用状況	件数	構成率
自己用の住居として使用	458	94.0%
賃貸住宅として使用	6	1.2%
空き家	11	2.3%
その他	6	1.2%
無回答	6	1.2%
合計	487	100.0%



Ⅱ. 豊中市の耐震化促進に関する取組みについてお聞きます

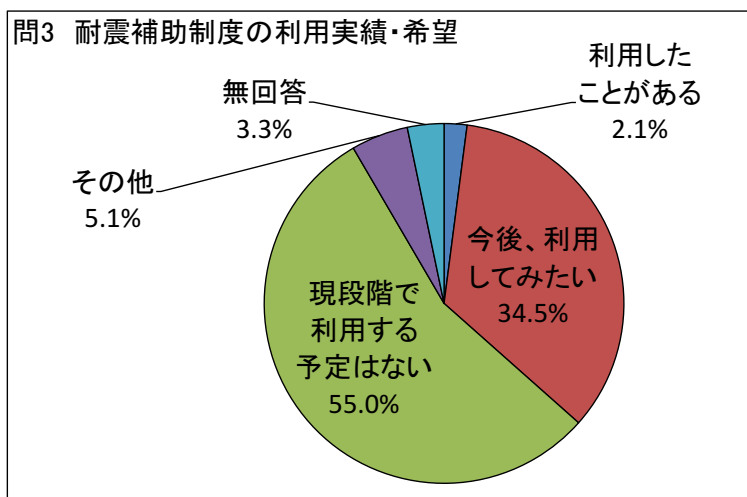
問 2 豊中市における耐震補助制度をご存じですか。

問2 耐震補助制度の認知	件数	構成率
知っている	209	42.9%
知らない	266	54.6%
その他	11	2.3%
無回答	1	0.2%
合計	487	100.0%



問 3 豊中市における耐震補助制度を利用したいと思いませんか。

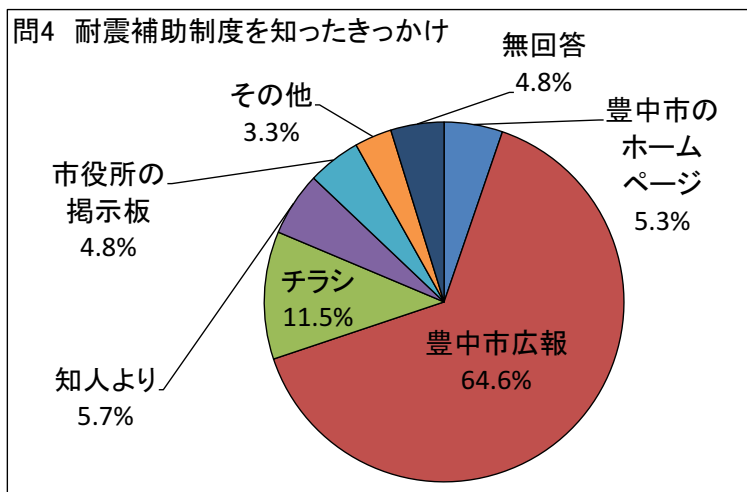
問3 耐震補助制度の利用実績・希望	件数	構成率
利用したことがある	10	2.1%
今後、利用してみたい	168	34.5%
現段階で利用する予定はない	268	55.0%
その他	25	5.1%
無回答	16	3.3%
合計	487	100.0%



**問 4 耐震補助制度をお知りになったきっかけは何でしたか。**

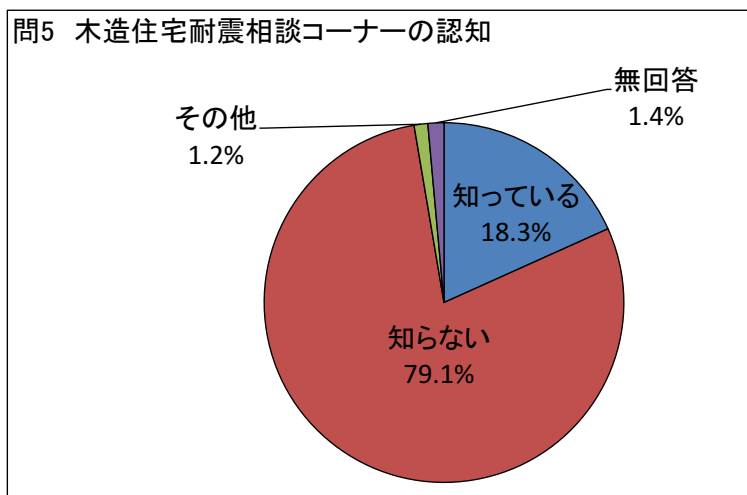
※回答者抽出：問 2「①知っている」の回答者（n=209）

問4 耐震補助制度を知ったきっかけ	件数	構成率
豊中市のホームページ	11	5.3%
豊中市広報	135	64.6%
チラシ	24	11.5%
知人より	12	5.7%
市役所の掲示板	10	4.8%
その他	7	3.3%
無回答	10	4.8%
合計	209	100.0%



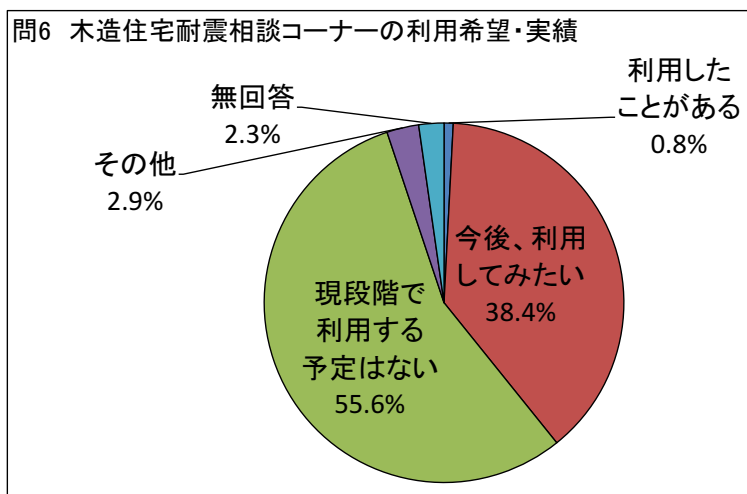
**問 5 豊中市では、定期的に無料で木造住宅耐震相談コーナーを開催していますがご存知ですか。**

問5 木造住宅耐震相談コーナーの認知	件数	構成率
知っている	89	18.3%
知らない	385	79.1%
その他	6	1.2%
無回答	7	1.4%
合計	487	100.0%



**問 6 木造住宅耐震相談コーナーを利用したいと思いますか。**

問6 木造住宅耐震相談コーナーの利用希望・実績	件数	構成率
利用したことがある	4	0.8%
今後、利用してみたい	187	38.4%
現段階で利用する予定はない	271	55.6%
その他	14	2.9%
無回答	11	2.3%
合計	487	100.0%

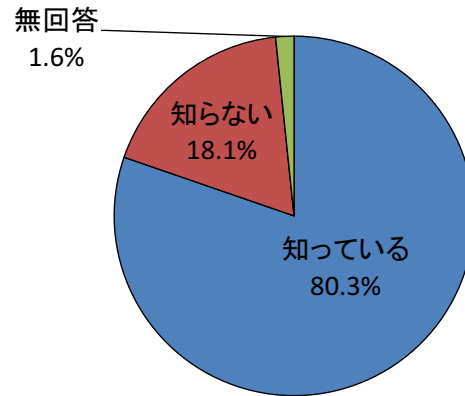


Ⅲ. お持ちの昭和 56 年以前に建築された建物についてお聞きます

問 7 豊中市は南海トラフ巨大地震の危険エリアに入っており、震度 5 弱から震度 6 弱程度の揺れが想定されています。このことをご存知ですか。

問7 南海トラフ巨大地震の想定震度の認知	件数	構成率
知っている	391	80.3%
知らない	88	18.1%
無回答	8	1.6%
合計	487	100.0%

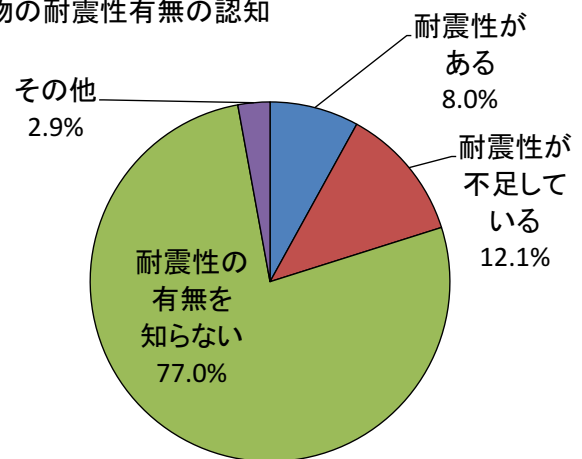
問7 南海トラフ巨大地震の想定震度の認知



問 8 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建物には、耐震性が不足している可能性がある建物があります。お持ちの建物について耐震性の有無をご存じでしょうか。

問8 対象建物の耐震性有無の認知	件数	構成率
耐震性がある	39	8.0%
耐震性が不足している	59	12.1%
耐震性の有無を知らない	375	77.0%
その他	14	2.9%
合計	487	100.0%

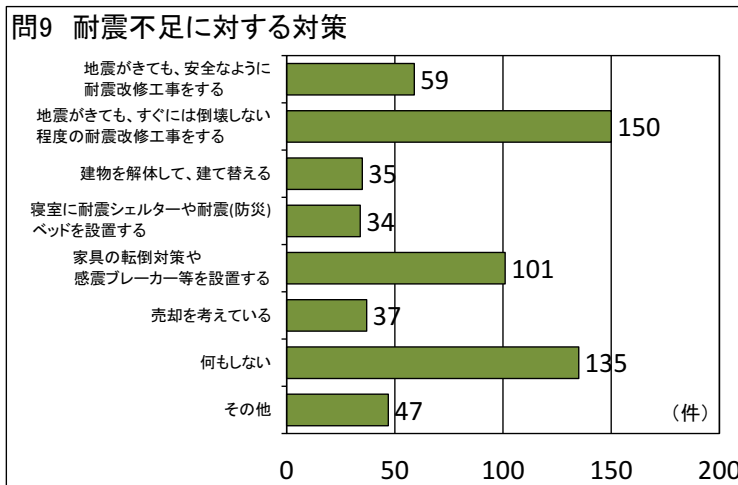
問8 対象建物の耐震性有無の認知



**問 9 耐震性が不足していることに対して、または耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合に、あなたはどのような対策を行いますか。（複数回答可として集計）**

※回答者抽出：問 8「②耐震性が不足している」または「③耐震性の有無を知らない」の回答者（n=434）

問9 耐震不足に対する対策	件数	構成率
地震がきても、安全なように耐震改修工事をする	59	9.9%
地震がきても、すぐには倒壊しない程度の耐震改修工事をする	150	25.1%
建物を解体して、建て替える	35	5.9%
寝室に耐震シェルターや耐震(防災)ベッドを設置する	34	5.7%
家具の転倒対策や感震プレーカー等を設置する	101	16.9%
売却を考えている	37	6.2%
何もしない	135	22.6%
その他	47	7.9%
合計	598	100.0%



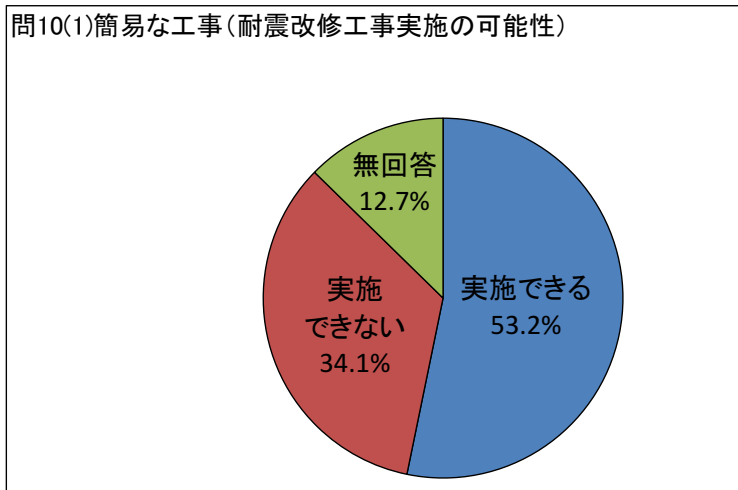
※複数回答を含んでいる。

**問 10 耐震改修補助制度を利用して耐震改修工事を行う場合、どの程度までの耐震改修工事であれば実施できると思いますか。**

※回答者抽出：問 8「②耐震性が不足している」または「③耐震性の有無を知らない」の回答者（n=434）

**(1)簡易な工事（屋根の改修工事もしくは壁の改修工事など）**

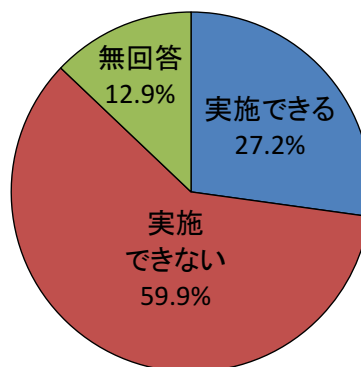
問10(1)簡易な工事(耐震改修工事実施の可能性)	件数	構成率
実施できる	231	53.2%
実施できない	148	34.1%
無回答	55	12.7%
合計	434	100.0%



## (2)中程度の工事（屋根の改修工事と壁の改修工事など）

問10(2)中程度の工事（耐震改修工事実施の可能性）

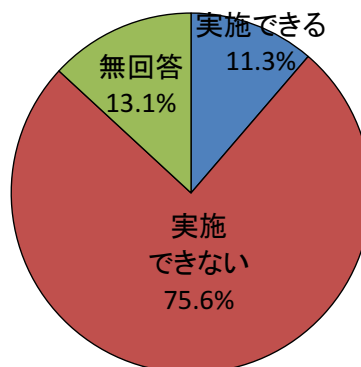
問10(2)中程度の工事（耐震改修工事実施の可能性）	件数	構成率
実施できる	118	27.2%
実施できない	260	59.9%
無回答	56	12.9%
合計	434	100.0%



## (3)本格的な工事（屋根・壁・柱・基礎等の改修工事など）

問10(3)本格的な工事（耐震改修工事実施の可能性）

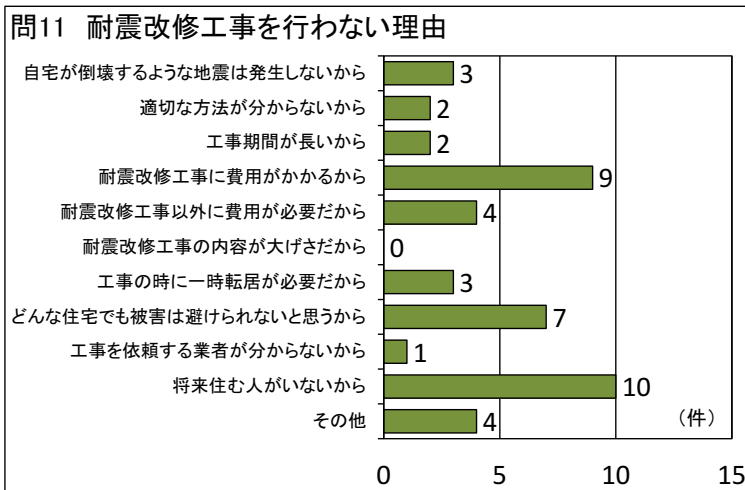
問10(3)本格的な工事（耐震改修工事実施の可能性）	件数	構成率
実施できる	49	11.3%
実施できない	328	75.6%
無回答	57	13.1%
合計	434	100.0%



### 問 11 耐震改修工事を行わない理由は何ですか。（複数回答可）

※回答者抽出：問 8「②耐震性が不足している」または「③耐震性の有無を知らない」の回答者 かつ  
 問 9「⑥何もしない」の回答者 かつ  
 問 10(1)～(3)のいずれかで「②実施できない」の回答者 (n=29)

問11耐震改修工事を行わない理由	件数	構成率
自宅が倒壊するような地震は発生しないから	3	6.7%
適切な方法が分からないから	2	4.4%
工事期間が長いから	2	4.4%
耐震改修工事に費用がかかるから	9	20.0%
耐震改修工事以外に費用が必要だから	4	8.9%
耐震改修工事の内容が大きすぎるから	0	0.0%
工事の時に一時転居が必要だから	3	6.7%
どんな住宅でも被害は避けられないと思うから	7	15.6%
工事を依頼する業者が分からないから	1	2.2%
将来住む人がいないから	10	22.2%
その他	4	8.9%
合計	45	100.0%



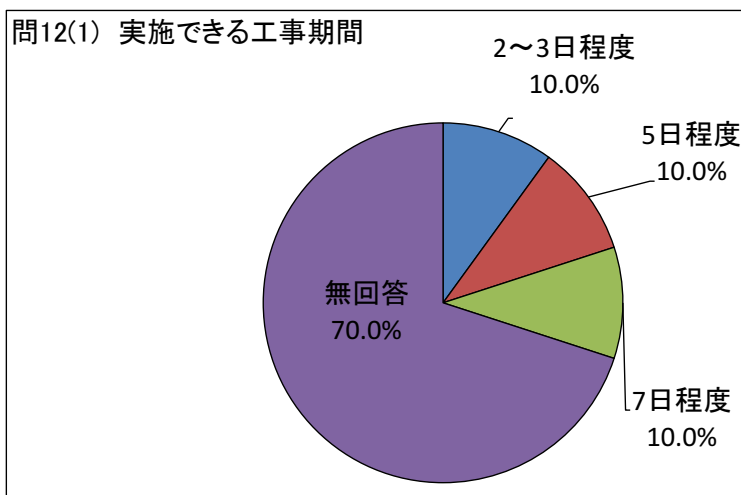
※複数回答を含んでいる。

### 問 12 耐震改修工事を行わない理由として期間や費用が原因である場合、どの程度であれば工事を実施できると思われますか。

※回答者抽出：問 8「②耐震性が不足している」または「③耐震性の有無を知らない」の回答者 かつ  
 問 9「⑥何もしない」の回答者 かつ  
 問 10(1)～(3)のいずれかで「②実施できない」の回答者 かつ  
 問 11「③ 工事期間が長いから」または「④ 耐震改修工事に費用がかかるから」の回答者 (n=10)

#### (1)実施できる工事期間

問12(1)実施できる工事期間	件数	構成率
2～3日程度	1	10.0%
5日程度	1	10.0%
7日程度	1	10.0%
無回答	7	70.0%
合計	10	100.0%

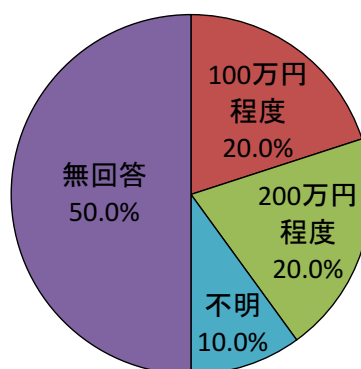




## (2)実施できる工事費用

問12(2)実施できる工事費用	件数	構成率
50万円程度	0	0.0%
100万円程度	2	20.0%
200万円程度	2	20.0%
不明	1	10.0%
無回答	5	50.0%
合計	10	100.0%

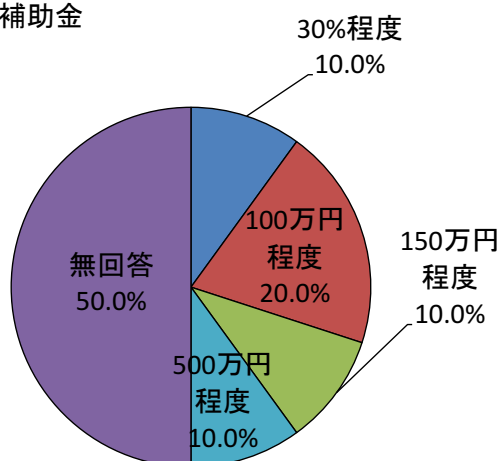
問12(2) 実施できる工事費用



## (2)実施できる補助金

問12(2)実施できる補助金	件数	構成率
30%程度	1	10.0%
100万円程度	2	20.0%
150万円程度	1	10.0%
500万円程度	1	10.0%
無回答	5	50.0%
合計	10	100.0%

問12(2) 実施できる補助金



## 問 12【補足】 日数、費用、補助金の回答組合せ

日数	工事費用	補助金	件数
2～3日程度	100万円程度	30%程度	1
5日程度	無回答	無回答	1
7日程度	100万円程度	100万円程度	1
無回答	200万円程度	100万円程度	1
		150万円程度	1
	不明	無回答	1
	無回答	500万円程度	1
		無回答	3
総計			10

## 参考資料-5 : 耐震化を促進する支援策等の概要

### ■ 耐震化の支援策

本市が実施している、平成9年度(1997年度)から現在までの建築物の耐震化を促進する支援策は、以下のとおりである。

- ① 豊中市既存民間建築物耐震診断補助制度の創設 (平成9年度(1997年度))
- ② 豊中市木造住宅耐震改修補助制度の創設 (平成20年度(2008年度))
  - ・ 収入分位による補助上限額の変更 (平成21年度(2009年度)改正)  
収入分位が40%以下の世帯 (世帯収入が1か月あたり21.4万円以下の世帯) は40万円が60万円
  - ・ 定額補助制度の導入 (平成23年度(2011年度)改正)  
耐震改修工事に要した費用の1/2と40万円のうちいずれか少ない額 (収入分位が40%以下の世帯は40万円が60万円)
  - ・ 補助上限額の30万円増額 (平成26年度(2014年度)改正)
- ③ 豊中市木造住宅耐震改修工事施工者の登録制度の創設 (平成20年度(2008年度))
  - ・ 現在12社が登録
  - ・ 登録施工者名簿に記載し、ホームページで市民に公開
- ④ 豊中市租税特別措置法に係る住宅耐震改修証明書の発行 (平成20年度(2008年度))
  - ・ 耐震基準に適合する耐震改修が行われた建築物 (一戸建ての住宅、長屋または共同住宅) に対して、豊中市租税特別措置法に係る住宅耐震改修証明書発行要領により、所得税額の特別控除のための住宅耐震改修証明書を発行
- ⑤ 木造住宅耐震改修工事の補助金の緊急支援の実施 (平成22年度(2010年度)補正)
  - ・ 国の「緊急総合経済対策」を受け、本市が行っている木造住宅の耐震改修工事の補助金に加え、戸当たり30万円を緊急支援として上乗せ (10戸分)
- ⑥ 木造住宅耐震改修補助の対象工事の拡充 (平成23年度(2011年度)改正)
  - ・ 簡易な改修の補助対象項目の緩和  
耐震診断結果の数値が0.7未満の場合、耐震改修工事後の結果の数値が0.7以上となる改修工事または2階建て以上の住宅の1階部分の数値が1.0以上となる改修工事
  - ・ シェルター工法の補助対象化  
国土交通省または(一財)日本建築防災協会及びその他の公的機関において性能等が確認された工法
- ⑦ 豊中市木造住宅耐震設計補助制度の創設 (平成25年度(2013年度))
  - ・ 耐震設計に要した費用の7/10と10万円のうちいずれか少ない額
- ⑧ 震災対策木造住宅除却補助制度の創設 (平成26年(2014年)9月)
  - ・ 除却工事に要した費用と40万円のうちいずれか少ない額

## ■耐震化の普及啓発

### ①豊中市ホームページ・広報とよなか、イベント等によるPR

- ・ホームページ・広報による補助制度等の案内
- ・広報による木造住宅耐震相談コーナーの開催の案内
- ・大阪建築物震災対策推進協議会主催の『特定建築物所有者向け耐震診断・改修説明会及び個別相談会』の案内状を所有者に送付
- ・大阪府のアドバイザー派遣制度を活用した普及啓発
- ・(一財)大阪建築防災センターに開設されている「耐震診断・改修相談窓口」(大阪建築物震災対策推進協議会の支援)を活用

### ②木造住宅耐震相談コーナーの開催(平成9年度(1997年度)から実施)

- ・第2庁舎1階ロビーにて年3回開催
- ・民間建築士による木造住宅の簡易耐震診断や相談、木造住宅の耐震関係補助制度の案内

### ③豊中市出前講座にテーマ『わが家の耐震チェック』を登録

- ・木造住宅が地震に対して安全かどうかの目安が得られる簡単な耐震チェックの方法を周知するため、豊中市出前講座にテーマを登録
- ・出前講座において豊中市の耐震関係補助制度を案内

### ④補助制度利用後のアンケートの実施(耐震診断補助制度利用後のアンケートは平成9年度(1997年度)から、耐震改修補助制度利用後のアンケートは平成20年度(2008年度)から実施)

- ・木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度の利用者を対象にアンケート調査を実施

### ⑤大阪府まちまるごと耐震化支援事業によるポスティング(平成26年度(2014年度)から実施)

- ・市内全域を対象に耐震補助制度の案内のポスティングを実施(まちまるローラー作戦)

### ⑥大阪府まちまるごと耐震化支援事業による戸別訪問(平成28年度(2016年度)から実施)

- ・市内全域を対象に耐震化の必要性和耐震補助制度の案内の啓発のため戸別訪問を開始

### ⑦昭和56年(1981年)以前建築の木造住宅所有者を対象にアンケートの実施(平成28年度(2016年度))

- ・「住宅の耐震診断・改修に関するアンケート」調査を実施

参考資料-6 : 豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画改定検討委員会 構成部課名簿

部	課名	備考
	危機管理課	
資産活用部	資産管理課	
	施設活用課	
	施設整備課	
都市活力部	空港課	
健康福祉部	地域福祉課	
こども未来部	こども政策課	
都市計画推進部	住宅課	
	都市計画課	
	市街地整備課	
	建築審査課	委員長
	監察課	
上下水道局経営部	総務課	
消防局	消防総務課	
教育委員会	教育総務課	

## 参考資料-7 : 用語の解説

### 【あ行】

#### ○大阪府まちなまるごと耐震化支援事業

大阪府の事業で、府民が安心して木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行えるよう、要件を満たす登録事業者を、まちなまるごと耐震化支援事業登録事業者として公表するとともに、自治会等、事業者等、府及び市町村が一体となって、木造住宅の耐震化の普及啓発を行い、府民の自主的な耐震化を促進することを目的としたもの。

### 【か行】

#### ○建築物の地震に対する安全性の認定

所管行政庁において耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物についてその旨を表示できる制度。



(表示プレート見本)

#### ○広域緊急交通路

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ大阪府地域防災計画で位置付けられている道路。(おおむね広域幹線道路が指定されている。)

#### ○構造用合板

壁の耐震要素に用いられる合板。規定される強度試験の種類によって1級と2級の等級がある。

### 【さ行】

#### ○在来構法

梁と柱を主体とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造の工法。

#### ○シェルター

住宅等の一部屋を鉄骨等で補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保する。

#### ○地震時等に著しく危険な密集市街地

密集市街地のうち、延焼危険性または避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である著しく危険な密集市街地として、全国に197地区(5,745ha)として平成24年(2012年)10月に国が公表。大阪府は11地区(2,248ha)。豊中市は2地区(246ha)。

#### ○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

#### ○準耐火建築物

耐火建築物以外の建築物で、①壁、柱、床その他の建築物の部分で準耐火性能に適合する構造で構成された建築物、または②外壁や屋根を耐火構造としたものや③柱や梁などを不燃材料や準不燃材料、延焼のおそれの有る部分の外壁を防火構造以上とした建築物をいう。

#### ○筋交い

四角形の軸組の中に対角線上に配置され、耐震要素となっている部材。端部を接合金物等により周囲の軸組と連結させることが重要である。

## 【た行】

### ○耐震化

耐震改修の他、建物の建替えによって耐震性を確保することも含めて、建物の地震に対する安全性を向上させること。

### ○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、基礎や柱・梁・筋交い(耐力壁を含む)の補強、屋根のふき替えによる軽量化等の工事を行うこと。

### ○耐震改修工事施工者

耐震改修工事を行う工事請負人で建設業法第3条による許可を受けているもの。

### ○耐震改修促進計画

都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとし、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされている。

### ○耐震改修促進法（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年(1995年)12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

また、平成17年(2005年)11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年(2006年)1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられ、市町村においては努力義務が規定された。

さらに東日本大震災を受け平成25年(2013年)11月25日に施行された改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する交通路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。

### ○耐震化率

全建物の中で、耐震性がある建物(現行の耐震基準に基づく建物、耐震診断で耐震性ありと判定された建物、耐震改修を実施した建物)の割合をいう。

$$\text{耐震化率}(\%) = \frac{\text{現行の耐震基準に基づく建物} + \text{耐震診断で耐震性ありと判定された建物} + \text{耐震改修を実施した建物}}{\text{全ての建物}} \times 100$$

### ○耐震基準

現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれているもので、昭和56年(1981年)の建築基準法の大改正以降、数度の見直しが行われたもの。

昭和25年(1950年) 建築基準法 制定	建築基準法施行令に構造基準が定められる (許容応力度設計が導入される)
昭和34年(1959年) 建築基準法 改正	防火規定が強化 ・木造住宅においては、壁量規定が強化された 床面積当たりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和46年(1971年) 建築基準法 施行令改正	昭和43年(1968年)の十勝沖地震を教訓に、鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定が強化 ・木造住宅においては、基礎はコンクリート造または鉄筋コンクリート造の布基礎とする。風圧力に対し、見附面積に応じた必要壁量の規定が設けられた
昭和56年(1981年) 建築基準法 施行令改正	新耐震基準 昭和53年(1978年)の宮城県沖地震後、耐震設計基準が大幅に改正され、新耐震設計基準が誕生した この新耐震設計基準による建築物は、阪神・淡路大震災においても被害は少なかったとされている これを境に、「昭和56年(1981年)5月以前の耐震基準(旧耐震基準)の建物」や「昭和56年(1981年)6月以降の新耐震基準による建物」といった表現がされるようになる

	・木造住宅においては、壁量規定の見直しが行われた 構造用合板やせっこうボード等の面材を張った壁などが追加され、床面積当たりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された
昭和 62 年(1987 年) 建築基準法 改正	準防火地域での木造 3 階建ての建築が可能となる
平成 7 年(1995 年) 建築基準法 改正	接合金物等の奨励
平成 7 年(1995 年) 耐震改修促進法 制定	平成 7 年(1995 年)の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)を契機に、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震改修を促進させるために制度化された法律
平成 12 年(2000 年) 建築基準法 改正	一般構造に関する基準の性能規定化や構造強度に係る基準の整備、防火に関する基準の性能規定化等が行われる 木造住宅においては 1)地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化 2)構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定 3)耐力壁の配置にバランス計算が必要となる

## ○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

一般診断	大地震により住宅が倒壊する可能性がどの程度かを判定するもので、いわば、耐震改修の必要性について確認するもの。診断を行うには、建築士や大工、工務店等建築に関する知識と経験が必要である。精密診断法に比べると簡易に行えるのが特徴で、建築物の内外装をはがさない「非破壊調査」による調査を基本としている。
精密診断	補強の必要性が高いものについて、建築物の内外装の一部をはがした上での詳細な現地調査に基づき、耐震改修の最終的な判断に利用するもの。診断を行うには、やや高度な建築に関する知識、経験が必要となる。また、耐震改修により補強を行う場合の補強計画の効果を判断する際にも用いられる。

## ○耐震診断が義務となる大規模建築物

耐震改修促進法で定められている病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する者が利用する建築物等のうち大規模なものについて、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

## ○耐震診断技術者

耐震補助制度において耐震性の有無を判定できる者。建築士で都道府県等が指定する講習会の受講修了者で、都道府県等の受講修了者名簿に登録された者。

## ○耐震テーブル

ふだんはテーブルとして使用し、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物等から身を守ることができる。

## ○多数の者が利用する建築物（特定既存耐震不適格建築物）

耐震改修促進法で定められている民間の学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場及び地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物のこと。

## ○誰でもできるわが家の耐震診断

木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、住宅の所有者、居住者が簡単に行える診断方法。住宅の所有者等が自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・知識の習得ができるように配慮されており、より専門的な診断へつなげられるように作成されている。

## ○地域緊急交通路

広域緊急交通路と合わせ、災害発生時に市域での災害応急活動を迅速かつ的確に実施するための道路として、あらかじめ豊中市地域防災計画で位置付けられている道路。

## ○地域防災計画

市域(府域)における災害に対処し、市民(府民)の生命、身体及び財産を保護するため、本市及び大阪府が災害対策基本法に基づき策定している計画。防災に関し、大阪府、豊中市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めている。

## ○直下型地震

内陸部などの地中の浅い場所で発生する地震。活断層(約 200 万年前から現在までの間に動いたとみなされ、将来も活動することが推定される断層)において、地球を殻のように覆うプレート(岩板)内部に圧力がかかってひずみが蓄積、一部が破壊して起きる。大阪府周辺の活断層には、「上町断層帯」、「生駒断層帯」、「有馬高槻断層帯」、「中央構造線断層帯」、「六甲・淡路島断層帯」などがある。

東南海・南海地震のように、日本列島近くの太平洋海底でプレートが跳ね上がって起きる「海溝型地震」に比べると一般的に規模は小さいが、震源に近い地域では被害が大きくなりやすい。

## ○出前講座

市民が参加する集会等に、市の職員が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業等を説明、意見交換等を行う。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に生かしていこうとするもの。

## ○伝統的構法

近世の農家・町家等に用いられている、日本の伝統的技術が生かされた構法。地域の気候・風土に適應してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきた。土壁が基本で、貫や差し鴨居等が多く用いられている。

町屋は一般に町なかにある住宅、商家等の建物で、人口の密集する地域に多く立地し、建築時期はおおむね江戸時代から終戦前までであり、建築工法は伝統的構法や在来構法等による。

## ○東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のこと。

「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で発生する地震のことをいう。東南海・南海地震はこれまで過去に 100 ～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている。

# 【は行】

## ○非構造部材

建築物の構造部材のうち、構造耐力上重要な部分に含まれない部材。例えば、天井材や窓ガラスなど。

## ○被災建築物応急危険度判定士講習会

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止することを目的とした被災建築物の応急危険度判定制度において、その判定士を養成するために行う講習会。

## ○防災査察

建築物防災週間(毎年 2 回、建築物に関連する防災知識の普及と意識の向上を目的として設けられている)に、百貨店・ホテル・病院等の不特定多数の人が出入りする建築物を対象に特定行政庁が現地において建築物の状況を調査し、必要に応じて助言や指導を行うもの。

## ○防災ベッド

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした、鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。



豊中市住宅・建築物耐震改修促進計画(改定版)  
平成 29 年(2017 年) 3 月

作成 豊中市都市計画推進部建築審査課  
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚三丁目 1 番 1 号  
TEL 06-6858-2525(代)、FAX 06-6854-9534